

第159回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025 年 6 月 25 日(水曜日) 午前 10 時
(受付開始 午前9時)

開催場所

ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム
大阪市北区大淀中1丁目1番20号

ライブ配信のお知らせ

より多くの株主の皆様へ株主総会の模様をお伝えします。
詳しくは、6ページをご覧ください。

議決権行使のお願い

株主の皆様の声を経営に反映させるため、議決権を行使ください。

基準日までに書面交付請求の無い株主様には要約版をお送りしております。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/3401/>

来場記念品の配布は実施しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

帝人株式会社

証券コード 3401

目次

本ご通知

◇第159回定時株主総会招集ご通知

株主の皆様へ	2
第159回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会ライブ配信及び事前質問のご案内	6

◇株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	9
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 6名選任の件	15
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 ...	22
第4号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	27
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） の報酬額決定の件	30
第6号議案 監査等委員である 取締役の報酬額決定の件	30
第7号議案 取締役（社外取締役及び 監査等委員である取締役を除く） に対する譲渡制限付株式報酬 及び業績連動型株式報酬に係る 制度の決定の件	31

◇事業報告

第159期事業報告	
1. 帝人グループ（企業集団）の現況に関する事項 ..	42
2. 政策保有株式に関する方針	61
3. 会社役員に関する事項	62
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針	74

◇連結計算書類

連結財政状態計算書	75
連結損益計算書	76

◇監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	77
監査役会の監査報告	79
議決権の事前行使のお願い	81

◇株主総会会場ご案内略図

株主の皆様へ



株主の皆様には、日頃より、帝人グループの企業活動に格別のご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

帝人グループは2024年5月に「中期経営計画2024-2025」を発表し、収益性改善の完遂による基礎収益力の回復を図るとともに、長期ビジョンである「未来の社会を支える会社」の実現に向けて、不採算事業・非注力事業への対応を含む、事業ポートフォリオ変革を行うことをお約束しました。

2024年度には、IT事業や複合成形材料の北米事業などの譲渡を進め、事業ポートフォリオ変革を実行するとともに、監査等委員会設置会社への移行を発表するなど、ガバナンス体制を見直しつつ、グローバル経営基盤の強化に取り組みました。

2025年度は、中期経営計画で掲げた目標に向かって全力で取り組みつつ、帝人グループの存在意義である“パーパス”[Pioneering solutions together for a healthy planet]を軸に、全社一丸となって社会の課題を解決し、長期ビジョンである「未来の社会を支える会社」の実現に向けて走り続けたいと思います。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、皆様の声を広く経営に反映するため、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2025年6月3日
大阪市北区中之島三丁目2番4号

帝人株式会社

代表取締役社長執行役員 **内川 哲茂**

株主各位

証券コード 3401
2025年6月3日
大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号

帝人株式会社

代表取締役社長執行役員 内川 哲茂

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.teijin.co.jp/ir/stocks/general-meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証上場会社情報サービスにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」欄に「帝人」または「コード」欄に当社証券コード「3401（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3401/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

1 日 時	2025年6月25日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)		
2 場 所	ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム 大阪市北区大淀中1丁目1番20号		
3 株主総会の 目的事項	報告事項	第159期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件	
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度の決定の件	
4 招集に あたっての 決定事項	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。 (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として本株主総会に出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。		

以 上

◎ 本株主総会招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3ページに掲載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に對して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

○事業報告の以下の事項

「主要な事業内容」「主要な事業所等」「従業員の状況」「主要な借入先及び借入額」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」「社外役員に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」

○連結計算書類の以下の事項

「連結持分変動計算書」「連結注記表」

○計算書類の以下の事項

「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

○監査報告の以下の事項

「計算書類に係る会計監査報告」

◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、3ページに掲載のインターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

◎ 来場される株主様へのお願い

- ・体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・当日の議事進行につきましては日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。
- ・当日は、会場のスクリーン及びライブ配信画面に、字幕を表示する予定です。字幕は、音声よりも遅れて表示され、また、正確に表示できない場合がございます。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

インターネットで
議決権を行使される場合



郵送で議決権を
行使される場合



巻末の「議決権の事前行使のお願い」
をご覧ください

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時まで

機関投資家の皆様へ

本株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJ
が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」
をご利用いただけます。

当日ご出席される場合

株主総会に
出席される場合



開催日時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時
(受付開始時刻:午前9時)

議決権行使書を会場受付に
ご提出くださいますようお願い
申し上げます。

株主総会ライブ配信及び事前質問のご案内

当日は本株主総会の様子をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。また、事前に本株主総会の目的事項にかかわるご質問をお受けします。なお、ライブ配信の映像は、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合があります。予めご了承ください。

ライブ配信のご視聴及び事前質問のご提出は下記サイトへアクセスしてください。



株主様専用サイト

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



「ログインID」と「仮パスワード」は、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書面副票に記載されております。

議決権行使書面副票に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「仮パスワード」の入力を省略して株主様専用サイトへログインいただくことが可能です。



ライブ配信視聴について

配信日時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時～株主総会終了時刻まで

インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。

議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。

※やむを得ない事情によりライブ配信ができなくなった場合には、随時当社ウェブサイト等によりご案内いたします。



事前質問の受付について

ご質問受付

招集ご通知到着時～2025年6月20日(金曜日) 午後5時まで

頂戴したご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われる事項への回答は、本株主総会終了後速やかに当社ウェブサイトに掲載させていただきます。また、その一部について本株主総会の中でご紹介させていただく場合もございます。

※事前質問の入力フォームにご入力いただいた議案の賛否に関しましては、全て無効となります。議決権行使の方法は巻末の「議決権の事前行使のお願い」をご覧ください。

株主様専用サイトに
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで)
TEL 0120-676-808 (通話料無料)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご参考

監査等委員会設置会社への移行について

当社は、当社グループを取り巻く事業環境が急速に変化する中、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいりました。

今般、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目的として、「監査等委員会設置会社」に移行することを本総会に上程させていただいております。この移行により、取締役会から執行への権限委譲を拡大し、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における中長期経営戦略等の経営上の重要課題に対する議論を一層充実させ、また、監査等を担う監査等委員が取締役として取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能の一層の強化を図ることといたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

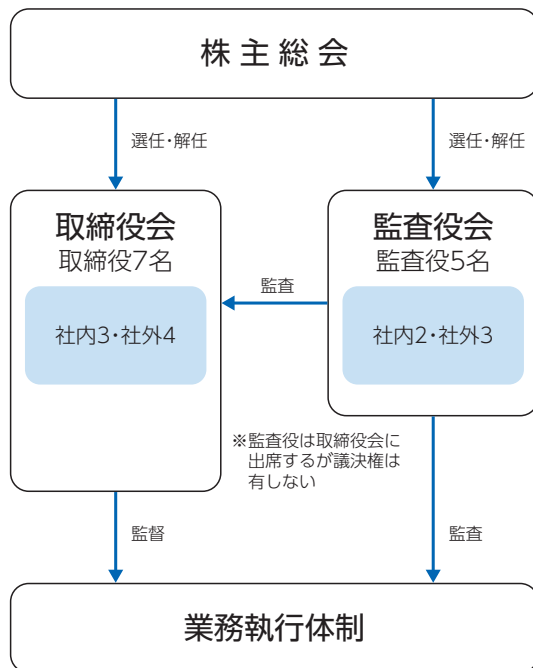
●監査等委員会設置会社の特徴

- ・ 監査役及び監査役会は置かれず、代わりに、監査等委員会が置かれます。監査等委員会は、3人以上の取締役（監査等委員）で構成され、かつその過半数は社外取締役であることが必要です。
- ・ 監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有します。
- ・ 監査等委員でない取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。
- ・ 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員でない取締役の選任、解任、辞任及び報酬等について、株主総会で意見を述べる権限を有します。
- ・ 取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款に定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の相当な部分を取締役に委任することができます。

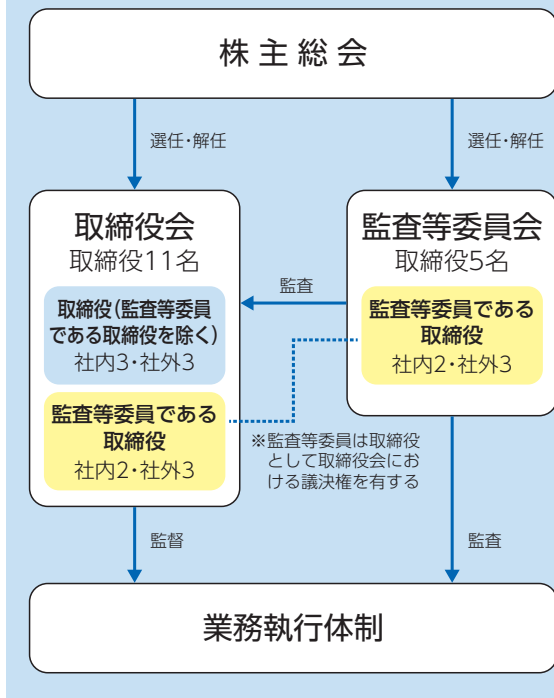
●監査等委員会設置会社への移行後の体制

移行前後の体制を図で示すと以下のとおりです。

現在の体制 (監査役会設置会社)



移行後の体制 (監査等委員会設置会社)



※第1号議案乃至第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、当社定款を次のとおり変更するものであります。

- (1) 監査等委員会を設置すること、その他監査等委員である取締役、監査等委員会に関する規定を新設し、併せて監査役、監査役会に関する規定を削除するものであります。
- (2) 取締役の員数に関する規定を変更し、また、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記の各変更に伴う条数の修正、その他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部が変更部分)

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 〈条文省略〉	第 1 条～第 4 条 〈現行どおり〉
第 5 条(機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 5 条(機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> 〈削除〉 (3) <u>会計監査人</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条 〈条文省略〉	第 6 条～第 11 条 〈現行どおり〉
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 12 条～第 19 条 〈条文省略〉	第 12 条～第 19 条 〈現行どおり〉

現行定款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 20 条(取締役の数) 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 〈新設〉	第 20 条(取締役の数) 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
第 21 条(取締役の選任) 取締役は株主総会で <u>これを選任する</u> 。 〈第 2 項、第 3 項 条文省略〉	第 21 条(取締役の選任) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u> 〈第 2 項、第 3 項 現行どおり〉
第 22 条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉	第 22 条(取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</u> <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u> <u>会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第 23 条(代表取締役の選定) 取締役会はその決議により代表取締役若干名を選定する。	第 23 条(代表取締役の選定) 取締役会はその決議により、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役若干名を選定する。
第 24 条(役付取締役の選定並びに顧問及び相談役の委嘱) 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 〈第 2 項 条文省略〉	第 24 条(役付取締役の選定並びに顧問及び相談役の委嘱) 取締役会はその決議により、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 〈第 2 項 現行どおり〉

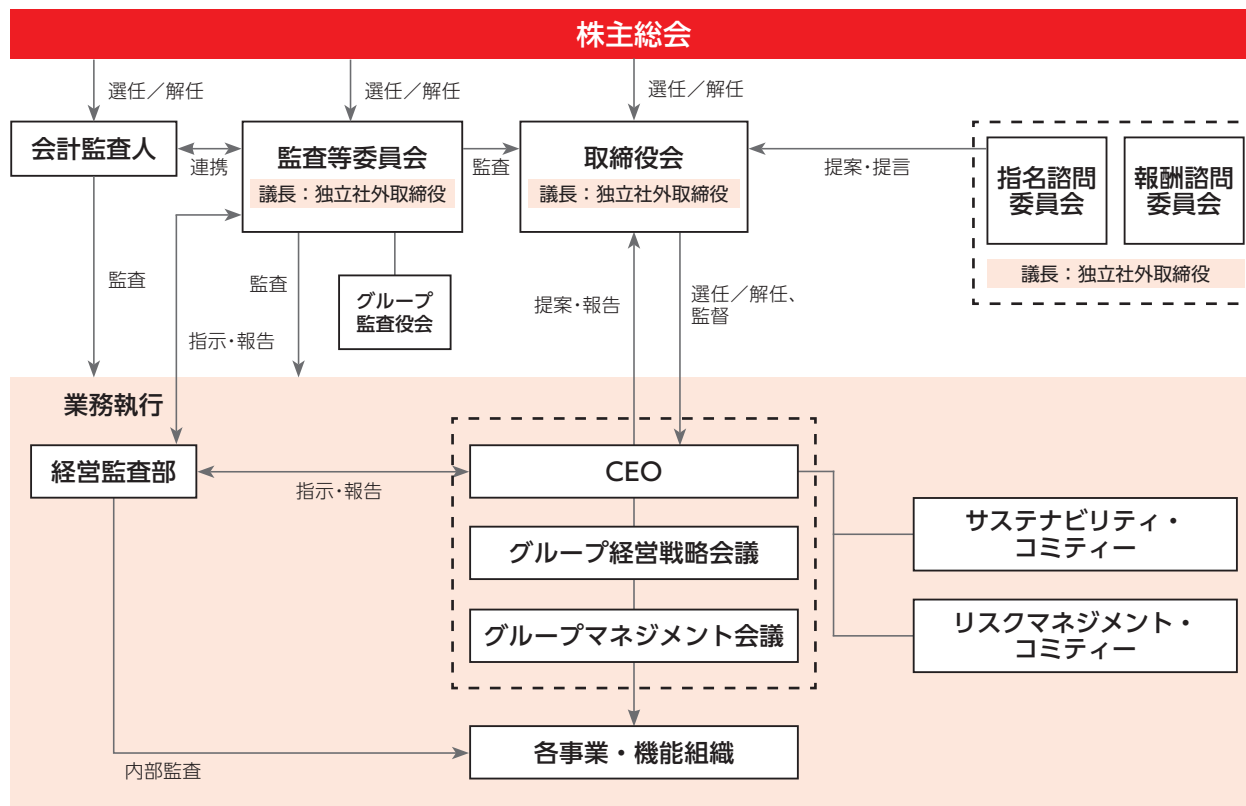
現行定款	変 更 案
第 25 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)<u>は、株主総会で定める。</u>	第 25 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で定める。</u>
第 26 条 (条文省略)	第 26 条 (現行どおり)
第 27 条 (取締役との責任限定契約) 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間において、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。	第 27 条 (取締役との責任限定契約) 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)<u>と</u>の間において、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。
第 28 条 (取締役会招集の通知) 取締役会招集の通知は会日より3日前に各取締役<u>及び各監査役</u>に対し発する。 但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	第 28 条 (取締役会招集の通知) 取締役会招集の通知は会日より3日前<u>まで</u>に各取締役に<u>対し</u>発する。 但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
第 29 条 (取締役会の決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)<u>は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>	第 29 条 (取締役会の決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	第 30 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第 <u>30</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
第 31 条 (監査役の数) 当社の監査役は3名以上とする。 監査役の現任者に欠員が生じた場合、法定数を欠かず且つ業務に差支えないと認めたときは次の改選期までこれを補充しないことができる。	〈削除〉
第 32 条 (監査役の選任) 監査役は株主総会でこれを選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	〈削除〉
第 33 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。	〈削除〉
第 34 条 (常勤の監査役の選定) 監査役会はその決議により常勤の <u>監査役</u> を選定する。	第 32 条 (常勤の <u>監査等委員</u> の選定) <u>監査等委員会</u> はその決議により常勤の <u>監査等委員</u> を選定することができる。
第 35 条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会で定める。	〈削除〉
第 36 条 (監査役の責任の減免) 当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、会社法所定の限度額の範囲内で免除することができる。	〈削除〉

現行定款	変 更 案
<u>第 37 条 (監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、監査役との間において、会社法第423条第 1 項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金 2 千万円と会社法第425条第 1 項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</u> 第 38 条 (監査役会招集の通知) <u>監査役会招集の通知は会日より 3 日前に各監査役に対し発する。</u> <u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 第 39 条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規則による。</u> 第 6 章 計 算 第 40 条～第 43 条 〈条文省略〉 〈新設〉	〈削除〉 第 33 条 (監査等委員会招集の通知) <u>監査等委員会招集の通知は会日より 3 日前までに各監査等委員に対し発する。</u> <u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 第 34 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u> 第 6 章 計 算 第 35 条～第 38 条 〈現行どおり〉 附則 <u>第 1 条 (監査役の責任の減免等に関する経過措置)</u> <u>2025年 6 月開催の第159回定時株主総会の終結前の監査役 (監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条に定めるところによる。</u> <u>2025年 6 月開催の第159回定時株主総会の終結前の監査役 (監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条に定めるところによる。</u>



＜監査等委員会設置会社移行後のコーポレート・ガバナンス体制図＞



※サステナビリティ・コミティ：サステナビリティに関する課題に迅速かつ適確に対応するため、CEOの下に「サステナビリティ・コミティ」を新設。サステナビリティ方針の検討や推進に取り組んでいきます。

※リスクマネジメント・コミティ：取締役会の諮問機関として設置していたTRMコミティの機能を見直し、より実態に即した形でPDCAサイクルを迅速に回すことを目的に、CEOの下に「リスクマネジメント・コミティ」を新設。リスクマネジメント方針の検討や推進に取り組んでいきます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名(うち4名は再任候補者)の選任をお願いするものです。候補者の選定にあたっては、「取締役会・監査等委員会の役割・責務を果たす上で特に貢献を期待するスキル」(スキルマトリックス：28ページ参照)を踏まえ、独立社外取締役が議長を務める指名諮問委員会による候補者の審議を経て取締役会へ提案し、取締役会で決定しました。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は次のとおりです。

候補者 番号	候補者属性 (性別)	ふりがな 氏名 生年月日	現在の当社における地位 及び担当	2024年度取締役会への 出席状況	在任 年数	指名 諮問 委員会	報酬 諮問 委員会
1	再任 男性	うちかわあきもと 内川哲茂 1966年1月18日生	代表取締役社長執行役員 CEO	14回中14回 (100%)	4年	○	○
2	再任 男性	もりやまなおひこ 森山直彦 1965年5月20日生	代表取締役専務執行役員 経営企画管掌 兼 経理・財務 管掌	14回中14回 (100%)	4年		
3	新任 男性	なかはらゆうじ 中原雄司 1969年6月23日生	帝人グループ執行役員 技術戦略管掌	—	—		
4	再任 社外 独立 男性	つやまさあき 津谷正明 1952年6月22日生	社外取締役	14回中14回 (100%)	3年	○	○
5	再任 社外 独立 女性	くすのせれいこ 楠瀬玲子 1965年10月2日生	社外取締役	9回中9回 (100%)	1年	○	○
6	新任 社外 独立 男性	まえだとういち 前田東一 1955年12月24日生	—	—	—		

独立 東京証券取引所届出独立役員

上表の「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」については、現在の委員に○を付しています。なお、「アドバイザー・ボード」は、2025年6月に廃止を予定しています。

(注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 「役員等賠償責任保険契約」については27ページ「取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を含む)に係る役員等賠償責任保険契約について」をご参照ください。

候補者番号

1

うちかわあきもと
内川 哲 茂

再任

(1966年1月18日生)



2024年度取締役会への出席状況
14回中14回(100%)

所有する当社の株式数
44,679株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月 当社入社
2017年 4月 同 帝人グループ執行役員 マテリアル事業統轄補佐
兼 繊維・製品事業グループ長付(技術生産構造改革担当)
2020年 4月 同 同 複合成形材料事業本部長
2021年 4月 同 帝人グループ常務執行役員 マテリアル事業統轄
2021年 6月 同 取締役常務執行役員
2022年 4月 同 代表取締役社長執行役員(現任) CEO(現任)

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内川哲茂氏は、技術に関する豊富な知識・経験に基づき、海外を含めたマテリアル事業領域を中心に事業再構築や収益力向上に取り組んできました。代表取締役社長執行役員CEO就任後は、「収益性改善に向けた改革計画」や「中期経営計画2024-2025」を策定し、課題事業の収益性改善や事業ポートフォリオ変革に取り組むとともに、実行力強化に向けた体制づくりと社内変革を強いリーダーシップの下に推進しています。同氏の経験と知見は、経営計画の実現及び当社重要事項の意思決定と業務執行を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

もり やま なお ひこ
森 山 直 彦

(1965年5月20日生)

再任



2024年度取締役会への出席状況
14回中14回(100%)

所有する当社の株式数
22,166株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月 当社入社
2017年 4月 同 帝人グループ執行役員 ヘルスケア事業統轄補佐
2019年 4月 同 同 ヘルスケア新事業部門長
2021年 4月 同 帝人グループ常務執行役員 ヘルスケア事業統轄
兼 ヘルスケア新事業部門長
2021年 6月 同 取締役常務執行役員
2022年10月 同 同 経営企画管掌
2023年 4月 同 取締役専務執行役員 経営企画管掌
2024年 6月 同 代表取締役専務執行役員(現任)
経営企画管掌 兼 CFO、経理・財務管掌
2024年 9月 同 同 経営企画管掌 兼 経理・財務管掌(現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森山直彦氏は、技術に関する知識・経験に基づき、ヘルスケア事業及び経営企画の領域において当社の成長戦略の立案・推進や変革に取り組んできました。近時は短期及び中期経営計画の策定において経営企画管掌として主導的な役割を果たすとともに、経理・財務管掌としても重要な業務執行に取り組んでおります。同氏の経験と知見は、経営計画を推進する上で生じる様々な障壁や変動要素に対する戦略的かつ適切な対応、当社重要事項の意思決定及び業務執行を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

な か は ら ゆ う じ
中 原 雄 司

新任

(1969年6月23日生)



所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 日揮株式会社 (現日揮ホールディングス株式会社) 入社
2003年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
2009年12月 同 Partner, Leader of Chemicals, Energy and Material Practice
2013年 2月 Royal DSM (現DSM-FIRMENICH) 入社
2015年 8月 ディー・エス・エムジャパン株式会社 (現DSM株式会社) 代表取締役社長
2019年 8月 Royal DSM Vice President, Global Nutrition Lipids
2023年 6年 同 Vice President, Business Process Excellence
2024年10月 当社入社
帝人グループ執行役員 技術戦略管掌 (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中原雄司氏は、エンジニアリング・化学をフィールドとして、グローバルな事業会社やコンサルティング会社において、様々な事業運営やプロジェクトをリードするとともに、会社運営にも従事してきました。当社入社後は技術戦略管掌として、経営戦略に基づく技術戦略立案・推進、当社の成長を担う成長戦略プロジェクトの推進に取り組んでいます。同氏の経験や知見は、当社重要事項の意思決定及び業務執行を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

つ や ま さ あ き
津 谷 正 明

(1952年6月22日生)

再任

社外

独立



2024年度取締役会への出席状況

14回中14回(100%)

所有する当社の株式数

2,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 株式会社ブリヂストン入社
2006年 3月 同 執行役員
2008年 3月 同 取締役 常務執行役員
2011年 9月 同 代表取締役 専務執行役員
2012年 3月 同 代表取締役 CEO
2013年 3月 同 代表取締役 CEO 兼 取締役会長
2016年 3月 同 代表執行役 CEO 兼 取締役会長
2020年 3月 同 取締役会長
2021年 3月 同 エクスターナル・アドバイザー(現任)
2022年 6月 当社 取締役(現任)
同 アドバイザリー・ボード メンバー(2025年6月退任予定)

重要な兼職の状況

株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

津谷正明氏は、株式会社ブリヂストンの代表執行役CEO、取締役会長を歴任し、その豊富な事業経験、卓越した見識をもって、当社の社外取締役としての確な指摘及び助言をいただいております。また、指名諮問委員会の議長として、アジェンダ設定や取締役・経営幹部の選任・退任、CEO後継候補者の育成計画レビューなどに際して議論を深めていただいております。今後も、社外取締役として取締役会や指名諮問委員会・報酬諮問委員会において、客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、株式会社ブリヂストンと当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満であります。

(注1) 同氏は、社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。同氏は当該要件のすべてを満たしており、また東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしています。そのため、当社は、同氏については同証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>)に掲載しています。

(注2) 同氏は、現在当社の取締役であり、会社法第427条及び当社定款に基づき当社との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。

(注3) 同氏が社外取締役に就任した年月日及び本総会終結の時までの在任期間は次のとおりです。
就任年月日 2022年6月22日 在任期間 3年

候補者番号

5

くす のせ れい こ
楠 瀬 玲 子

(1965年10月2日生)

再任

社外

独立



2024年度取締役会への出席状況
9回中9回(100%)

所有する当社の株式数
500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行
1998年 8月 ハイペリオン株式会社(現オラクル・コーポレーション) 入社
2001年10月 富士重工業株式会社(現株式会社SUBARU) 入社
2005年10月 同 広報・IR室長
2011年 7月 同 スバル海外第一営業本部北米企画部長
2013年 6月 株式会社LIXIL 入社 トイレ洗面GBU CFO
2015年 4月 同 執行役員 LIXIL Water Technology Japan CFO
2019年 7月 同 理事 経理財務本部経理標準化推進部長
2020年 2月 日本板硝子株式会社入社 常務執行役員 副CFO
2020年 7月 同 執行役常務 CFO
2022年 5月 株式会社NIPPO 社外取締役(現任)
2024年 6月 当社 取締役(現任)
同 アドバイザリー・ボード メンバー(2025年6月退任予定)
文化シャッター株式会社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社NIPPO 社外取締役
文化シャッター株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

楠瀬玲子氏は、経営統合を行った企業において企業変革やグローバルな組織運営、CFOを経験してこられました。また企業内・外においてダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンにも積極的に取り組んでこられています。当社取締役就任後は、ポートフォリオ変革や財務戦略などについて有効な助言をいただいています。今後も、社外取締役として取締役会や指名諮問委員会・報酬諮問委員会において、客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、株式会社LIXIL及び日本板硝子株式会社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満であります。

- (注1) 同氏は、社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。同氏は当該要件のすべてを満たしており、また東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしています。そのため、当社は、同氏については同証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>)に掲載しています。
- (注2) 同氏は、現在当社の取締役であり、会社法第427条及び当社定款に基づき当社との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。
- (注3) 楠瀬玲子氏の戸籍上の氏名は、石井玲子です。
- (注4) 同氏が株式会社NIPPOの社外取締役として在任中の2024年4月20日、同社は、同子会社が納入した一部工事において設計図書と異なる仕様のアスファルト合材が使用されていた事実を社外公表し、2025年4月11日、同社は国土交通省の地方整備局等から最長4か月の指名停止措置を受けました。同氏は、同社の社外取締役として、かねてより取締役会において法令・コンプライアンス遵守の重要性を指摘するとともに、内部通報体制の運用状況の監督、リスク管理体制の運用状況の監督と改善に向けた指摘を行ってまいりました。本件情報に接した以降は、コンプライアンス遵守と企業価値毀損リスク低減に向けて、経営陣とコミュニケーションを実施し、外部調査委員会の設置や社内の取り組みが適切に実施されるよう監督を行うことを通じて、その責務を果たしています。
- (注5) 同氏が社外取締役に就任した年月日及び本総会終結の時までの在任期間は次のとおりです。
就任年月日 2024年6月20日 在任期間 1年

候補者番号

6

まえ だ とう い ち
前 田 東 一

(1955年12月24日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社荏原製作所入社
2007年 4月 同 執行役員 風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業統括副統括
兼 羽田工場長 兼 羽田事業所副所長
2010年 4月 同 常務執行役員
2011年 4月 同 同 風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業統括
2011年 6月 同 取締役
2012年 4月 同 同 風水力機械カンパニー プレジデント
2013年 4月 同 代表取締役社長
2015年 6月 同 代表執行役社長
2019年 3月 同 取締役会長
2024年 3月 株式会社キッツ 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社キッツ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田東一氏は、株式会社荏原製作所の代表執行役社長、取締役会長を歴任してこられました。同社は近時、コア技術を活用して「顧客起点での価値創造」の実現に向け、対面市場別組織体制への移行やソリューション提供の強化、組織文化の変革をはじめとした事業ポートフォリオの進化、また効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を進めており、同氏はこれらをリードしてこられました。「価値提供主体の事業展開」を目指す当社において、同氏の深い経験や高い見識をもって、社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、社外取締役候補者といたしました。
なお、株式会社荏原製作所と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満であります。

- (注1) 同氏は、社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。同氏は当該要件のすべてを満たしており、また東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしています。そのため、当社は、同氏については同証券取引所に独立役員として届け出る予定です。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>) に掲載しています。
- (注2) 同氏の選任が承認可決された場合、会社法第427条及び当社定款に基づき、当社は同氏との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。
- (注3) 同氏が株式会社荏原製作所の取締役として在任中の2025年2月20日、同社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。同氏は、事前に当該事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言等を行ってまいりました。また、当該事案を認識した後は、早急な事案の究明、再発防止に向けた内部統制体制の強化・コンプライアンスの徹底について提言等を行いました。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものです。候補者の選定にあたっては、「取締役会・監査等委員会の役割・責務を果たす上で特に貢献を期待するスキル」(スキルマトリックス：28ページ参照)を踏まえ、独立社外取締役が議長を務める指名諮問委員会による候補者の審議を経て取締役会へ提案し、取締役会で決定しました。

本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ています。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	候補者属性 (性別)	ふりがな 氏名 生年月日	現在の当社における 地位及び担当	2024年度取締役会・ 監査役会への出席状況	在任 年数
1	新任 男性	しま い まさ のり 嶋 井 正 典 1964年3月7日生	常勤監査役	取締役会14回中14回(100%) 監査役会13回中13回(100%)	監査役 6年
2	新任 女性	とり い とも こ 鳥 居 知 子 1966年5月27日生	常勤監査役	取締役会9回中9回(100%) 監査役会9回中9回(100%)	監査役 1年
3	新任 社外 独立 男性	つじ こう いち 辻 幸 一 1957年4月10日生	社外監査役	取締役会14回中14回(100%) 監査役会13回中13回(100%)	監査役 2年
4	新任 社外 独立 女性	みなみ た み え 南 多美枝 1959年2月15日生	社外取締役	取締役会14回中14回(100%)	取締役 2年
5	新任 社外 独立 女性	たけ おか や え こ 竹 岡 八重子 1957年5月10日生	—	—	—

独立 東京証券取引所届出独立役員

(注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 「役員等賠償責任保険契約」については27ページ「取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を含む)に係る役員等賠償責任保険契約について」をご参照ください。

候補者番号
1

しま い ま さ の り
嶋 井 正 典
(1964年3月7日生)

新任



2024年度取締役会への出席状況
14回中14回(100%)

2024年度監査役会への出席状況
13回中13回(100%)

所有する当社の株式数
8,411株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2010年 6月 同 経営戦略室長
2013年 4月 帝人ファーマ株式会社 管理部長
2016年 7月 当社 経理部長
2017年 4月 同 マテリアル事業戦略企画部門長
2019年 6月 同 常勤監査役(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋井正典氏は、当社入社以来、管理・経理部門を経験し、経理・財務の知識と当社の事業内容等に精通しております。当社常勤監査役に就任以降、経営全般の監視と有効な助言を行ってきました。同氏の経験と知見は、当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 同氏は、現在当社の監査役であり、会社法第427条及び当社定款に基づき、当社は同氏との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

候補者番号
2

とり い と も こ
鳥 居 知 子
(1966年5月27日生)

新任



2024年度取締役会への出席状況
9回中9回(100%)

2024年度監査役会への出席状況
9回中9回(100%)

所有する当社の株式数
8,438株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社
2010年 4月 帝人ファーマ株式会社 マーケティング室 医薬学術第2部
学術企画グループ統轄
2019年 5月 当社 IR部長
2022年 4月 同 帝人グループ理事
経営企画管掌補佐(ステークホルダーコミュニケーション担当)
兼 コーポレートコミュニケーション部長
2023年 4月 同 ミッション・エグゼクティブ
経営企画管掌補佐(広報IR、ブランディング担当)
兼 コーポレートブランディング部長
兼 ステークホルダーコミュニケーション統轄グループ長
2024年 6月 同 常勤監査役(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鳥居知子氏は、科学・技術に関する知識に基づき、ヘルスケア領域における医薬品の海外開発、事業開発・ライセンス、マーケティング等での豊富な業務経験と、IRを含むステークホルダーコミュニケーションへの深い知見を有しております。また、社内風土変革プロジェクトの責任者を務め、当社グループ全体の事業活動や企業風土への理解を深めてきました。当社常勤監査役就任以降、経営全般の監視と有効な助言を行ってきました。同氏の経験と知見は、当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督を通じた当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 同氏は、現在当社の監査役であり、会社法第427条及び当社定款に基づき、当社は同氏との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

候補者番号

3

辻 幸 一

(1957年4月10日生)

新任

社外

独立



2024年度取締役会への出席状況
14回中14回(100%)

2024年度監査役会への出席状況
13回中13回(100%)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年10月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所
1988年 9月 公認会計士登録
2004年 7月 新日本監査法人シニアパートナー
2016年 2月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 理事長
2019年 7月 EYジャパン合同会社 Chairman & CEO
EY Japan株式会社 取締役
2021年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役(現任)
2023年 6月 当社 監査役(現任)
丸一鋼管株式会社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
丸一鋼管株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻幸一氏は、公認会計士として長年の豊富な経験を通じて培われた財務・会計・監査に関する深い造詣と、企業経営や社外役員経験を通じて培われた高い見識を有しています。当社監査役就任以降、専門知識と高い見識に裏付けされた有効な助言により、経営全般の監視とともに当社のコンプライアンスの維持・向上にも貢献いただけてきました。同氏の深い経験と高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注1) 同氏は社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。同氏は当該要件のすべてを満たしており、また東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同証券取引所に独立役員として届け出ています。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>)に掲載しています。
- (注2) 同氏は、現在当社の監査役であり、会社法第427条及び当社定款に基づき、当社は同氏との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- (注3) 同氏が社外監査役に就任した年月日及び本総会終結の時までの在任期間は次のとおりです。
就任年月日 2023年6月21日 在任期間 2年

候補者番号

4

みなみ

南

た み え

多美枝

(1959年2月15日生)

新任

社外

独立



2024年度取締役会への出席状況

14回中14回(100%)

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 6月 スリーエムカンパニー入社
2008年 5月 同 ヴァイス・プレジデント 兼 ホームケア部門ゼネラル・マネージャー
2013年10月 同 東南アジア地区 ヴァイス・プレジデント
2015年10月 同 ラテンアメリカ地区 ヴァイス・プレジデント
2017年11月 同 アジア地区 ヴァイス・プレジデント
2019年12月 同 アジア地区 セーフティ&インダストリアルビジネスグループ
シニアヴァイス・プレジデント
2022年 6月 参天製薬株式会社 社外取締役(2025年6月退任予定)
2023年 6月 当社 取締役(現任)
同 アドバイザリー・ボード メンバー(2025年6月退任予定)

重要な兼職の状況

参天製薬株式会社 社外取締役(2025年6月退任予定)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

南多美枝氏は、グローバル企業であるスリーエムカンパニーにおけるヘルスケア事業・産業材関連事業や複数地域での責任者としての経験を踏まえ、これまで当社の社外取締役として、殊にグローバルに複数事業を展開する企業運営やマーケティングの視点から有効な指摘及び助言をいただいております。同氏の深い経験や高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、スリーエムカンパニーと当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満であります。

- (注1) 同氏は、社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。同氏は当該要件のすべてを満たしており、また東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしています。そのため、当社は、同氏については同証券取引所に独立役員として届け出ています。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>)に掲載しています。
- (注2) 同氏は、現在当社の取締役であり、会社法第427条及び当社定款に基づき当社との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- (注3) 同氏が社外取締役に就任した年月日及び本総会終結の時までの在任期間は次のとおりです。
就任年月日 2023年6月21日 在任期間 2年

候補者番号

5

たけ おか や え こ
竹 岡 八重子

(1957年5月10日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2007年 1月 光和総合法律事務所入所(現任)
2015年 6月 三菱自動車工業株式会社 社外監査役
2019年 3月 AGC株式会社 社外監査役
2019年 6月 三菱自動車工業株式会社 社外取締役(監査委員会委員長)
2024年 4月 大和リビング株式会社 社外監査役(現任)

■ 重要な兼職の状況

光和総合法律事務所 弁護士
大和リビング株式会社 社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹岡八重子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年の経験を通じて培われた企業法務(知的財産権、コンプライアンスなど)に関する高い見識及び豊富な社外役員経験を通じて培われた経営視点や企業内監査体制の知見などを有しています。同氏の深い経験や高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(注1) 同氏は、社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。同氏は当該要件のすべてを満たしており、また東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしています。そのため、当社は、同氏については同証券取引所に独立役員として届け出る予定です。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>)に掲載しています。

(注2) 同氏の選任が承認可決された場合、会社法第427条及び当社定款に基づき、当社は同氏との間で責任限度額を2千万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。候補者の選定にあたっては、「取締役会・監査等委員会の役割・責務を果たす上で特に貢献を期待するスキル」（スキルマトリックス：28ページ参照）を踏まえ、独立社外取締役が議長を務める指名諮問委員会による候補者の審議を経て取締役会へ提案し、取締役会で決定しました。

本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者属性 (性別)	ふりがな 氏名 生年月日	現在の当社における地位 及び担当	2024年度取締役会への 出席状況	所有する 当社の株式数
社外 女性	くすのせ れいこ 楠 瀬 玲 子 1965年10月2日生	社外取締役	9回中9回(100%)	500株
独立	東京証券取引所届出独立役員			

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

楠瀬玲子氏は、経営統合を行った企業において企業変革やグローバルな組織運営、CFOを経験してこられました。また企業内・外においてダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンにも積極的に取り組んでこられています。当社取締役就任後は、ポートフォリオ変革や財務戦略などについて有効な助言を頂いています。同氏の深い経験や高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、株式会社LIXIL及び日本板硝子株式会社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満であります。

- (注1) 同氏は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
- (注2) 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 同氏の略歴その他の株主総会参考書類記載事項については、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」も併せてご参照ください。また、独立役員としての届出、責任限定契約、役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も同様とする予定です。

◆取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む）に係る役員等賠償責任保険契約について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、故意または重大失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」でお諮りする取締役の各候補者のうち、従前から取締役又は監査役の地位に就いていた候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認可決された場合、引き続き被保険者となります。新任の各候補者については、選任が承認可決された場合に当該保険契約の被保険者となります。

なお、保険料は、全額当社が負担しております。また、今回は2025年6月に当該保険契約の更新を予定しています。



ご参考 取締役会・監査等委員会の役割・責務を果たす上で特に貢献を期待するスキル

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、役員の構成は次のとおりとなります。

当社においては、中期経営計画や経営課題に基づき、「スキル項目の選定理由」を踏まえて、スキルマトリックスを設定しています。

各人が保有している様々な知識、経験、能力の中から、「取締役会・監査等委員会の役割・責務を果たす上で特に貢献を期待するスキル」を表し、全体としてバランスを備えた取締役会・監査等委員会の構成を目指しています。

また、ジェンダーを含めた多様性の向上にも努めており、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、役員のうち女性（楠瀬玲子、鳥居知子、南多美枝、竹岡八重子の4氏）の比率は36%となります。なお、南多美枝氏は外国籍です。

氏名	当社における 地位	属性 *1	在任 期間	経営・変革		事業 当社事業・関連領域	機能・基盤					
				事業会社 (上場)経営	事業再構築 ・社内改革		生産・技術・ 品質・知財・ DX	グローバル 組織 マネジメント	人的資本 ・DE&I	財務・会計 ・IR	リスクマネジ メント・法務	サステナ ビリティ
内川 哲茂	代表取締役 社長執行役員		4年	○	○	○ マテリアル	○	○				○
森山 直彦	代表取締役 専務執行役員		4年		○	○ ヘルスケア	○			○	○	
中原 雄司	取締役 執行役員		—		○	○ インフラ マテリアル	○	○				○
津谷 正明	取締役	社外 独立	3年	○	○	○ モビリティ		○			○	○
楠瀬 玲子	取締役	社外 独立	1年		○	○ モビリティ インダストリアル		○	○	○		
前田 東一	取締役	社外 独立	—	○	○	○ インフラ インダストリアル	○	○				○
嶋井 正典	取締役 (常勤監査等委員)		6年			○ マテリアル				○	○	
鳥居 知子	取締役 (常勤監査等委員)		1年			○ ヘルスケア	○		○			
辻 幸一	取締役 (監査等委員)	社外 独立	2年			○ インフラ インダストリアル		○		○		
南 多美枝	取締役 (監査等委員)	社外 独立	2年		○	○ ヘルスケア		○	○			
竹岡八重子	取締役 (監査等委員)	社外 独立	—			○ モビリティ マテリアル	○				○	

*1 「独立」東京証券取引所届出独立役員

*2 取締役会・監査等委員会の役割・責務を果たす上で、特に貢献を期待するスキルを記載するもので、保有する全てのスキルを表すものではありません。なお「機能・基盤」においては、2つ程度を目安としています。

〈スキル項目の選定理由〉

カテゴリ	スキル項目	スキル項目選定理由
経営・ 変革	事業会社 (上場) 経営	・ 経営環境を踏まえ、上場事業会社運営上の機会とリスクを把握し、企業価値向上のために、総合的観点から適切な意思決定、監督が重要と考えます
	事業再構築 ・ 社内改革	・ ポートフォリオ変革を進めるうえで、事業再構築や社内改革などチェンジマネジメントをリードした経験や知見が生かされと考えます
事業	当社事業・ 関連領域	・ 適切なリスクを取りながら事業に関する重要意思決定や監督をおこなう際に、当該領域における知見が生かされと考えます
機能・ 基盤	生産・技術・ 品質・知財・DX	・ 生産革新、品質管理・信頼性保証、研究開発、知的財産やDXの取り組みは、競争力や収益力向上の基礎として、重要性がますます高まると考えます
	グローバル 組織マネジメント	・ 異なる価値観や複雑さを内包するグローバル組織運営の知見は、組織能力の最大化やリスクマネジメントに生かされと考えます
	人的資本・DE&I	・ 経営戦略の実効性向上のための帝人グループのパーパス浸透による企業文化の変革と人的資本の取り組みとして、「戦略を実装する『適所』の確立と『適材』の確保」「人材が活躍するための施策」を進めることが企業価値向上に必須と考えます
	財務・会計 ・ IR	・ ポートフォリオ変革、持続的な成長を支える強固な財務基盤に向けて、財務戦略・資本政策や資本市場とのコミュニケーションは重要と考えます
	リスクマネジメント・ 法務	・ 情報収集と分析を通じ、複雑化・高度化するリスクに適切に対処することは、企業価値維持・向上に必要不可欠であると考えます
	サステナビリティ	・ 帝人グループのパーパス"Pioneering solutions together for a healthy planet"を起点として、サステナビリティの観点で企業価値向上を追及することは重要と考えます

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の金銭報酬等の額は、2021年6月23日開催の第155回定時株主総会において、年額6億3,000万円以内(うち、社外取締役については年額1億円以内)とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬等の額を年額6億4,000万円以内(うち、社外取締役については年額1億円以内)と定めることといたしたいと存じます。なお、当該金銭報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」及び第7号議案「取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度の決定の件」が原案どおり承認可決された場合には、事業報告「3.(2)7) 2025年度における監査等委員会設置会社への移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及びその方針の内容の概要」に記載のとおり、当該決定方針を変更することを予定しております。

本議案は、上記決定方針を踏まえ、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役(監査等委員である取締役を除く)が果たすべき職責等を勘案したもので、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長を独立社外取締役とする任意の報酬諮問委員会の審議を経ており、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は7名(うち社外取締役4名)ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名(うち社外取締役3名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億7,000万円以内と定めることといたしたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、監査等委員である取締役が果たすべき職責等を勘案したもので、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長を独立社外取締役とする任意の報酬諮問委員会の審議を経ており、相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は5名(うち社外取締役3名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度の決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月23日開催の第155回定時株主総会において、1) 取締役の金銭報酬等の額を年額6億3,000万円以内(うち、社外取締役については年額1億円以内)とご承認いただくとともに、2024年6月20日開催の第158回定時株主総会において、2) 譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬等として、株式部分の金銭債権の総額を1事業年度につき3,500万円以内(発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき25,000株以内)、支給する株式ユニットの総額を1事業年度につき3,500万円以内、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を1事業年度につき3,500万円以内、3) 業績連動型株式報酬の付与のための報酬等として、株式部分の金銭債権の総額を1事業年度につき1億5,000万円以内(発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき100,000株以内)、支給する株式ユニットの総額を1事業年度につき1億5,000万円以内、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を1事業年度につき1億5,000万円以内とご承認いただいております。

現行の譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度(以下「現行制度」といいます。)は、コーポレート・ガバナンス、ステークホルダーの視点及び中長期視点(サステナビリティ、ESG)での企業価値創造をさらに強化すること、並びに譲渡制限解除時の納税資金対応を導入し株式報酬制度の運用性を高めることにより株式価値増大への貢献意欲を促進することを目的として、当社の執行役員を兼務する社内取締役を対象とする報酬制度であります。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の執行役員を兼務する社内取締役(監査等委員である取締役を除く)(以下「対象取締役」といいます。)を対象とするとともに、現行制度の目的に加え、対象取締役のうち、当社がグローバル企業として日本以外の地域を対象とした報酬制度を適用する当社の社内取締役(日本以外の帝人グループ会社と雇用契約等の契約を締結し当該会社を原籍とする当社の社内取締役。以下「海外制度対象取締役」といいます。)への対応も踏まえた当社の役員報酬制度を確立すること等を目的に、現行制度を廃止して新たな株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度(以下「新制度」といいます。)を決定することといたします。新制度においては、対象取締役(海外制度対象取締役を除きます。)については、現行制度と同様、原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任する時に譲渡制限を解除する条件を付して当社の普通株式を発行又は処分するための金銭債権を支給するとともに、当該譲渡制限解除時に生じる納税資金を確保する目的で当社の普通株式を売却等する必要をなくすために、納税資金確保のための株式ユニット(1ユニット当たり、当社の普通株式1株当たりの株価に相当する金額の金銭の支給を当社から受けることができるものであり、実際に支給を受けることができる金額は、支給された株式ユニットの数に、原則として交付時株価(後記1.において定義されます。)を乗じて算定されることとなります。以下「株式ユニット」といいます。)を当該金銭債権の支給と同時期に支給した上で、当該株式ユニットの数に原則として交付時株価(後記1.において定義されます。)を乗じて算定される額の金銭を原則として新制度に基づいて発行又は処分される当社の普通株式に係る譲渡制限解除時と同時期に支給することといたします。また、海外制度対象取締役については、譲渡制限付株式報酬に関しては原則として対象取締役に対して当社の普通株式を発行又は処分した日(これに株式ユニットを支給した日を含め、以下「支給日」といいます。)から3年を経過する時に譲渡制限を解除する条件を付して、また、業績連動型株式報酬に関しては譲渡制限

を付さずに、当社の普通株式を発行又は処分するための金銭債権を支給するとともに、納税資金確保のための株式ユニットを当該金銭債権の支給と同時期に支給した上で、当該株式ユニットの数に原則として交付時株価（後記1. において定義されます。）を乗じて算定される額の金銭を原則として譲渡制限付株式報酬に関しては発行又は処分される当社の普通株式に係る譲渡制限解除時と同時期に支給し、業績連動型株式報酬に関しては発行又は処分される当社の普通株式の交付と同時期に支給することといたします。

この決定に伴い、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分するための金銭債権及び納税資金確保のための株式ユニットに基づき支給する金銭を、それぞれ第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」としてご承認をお願いしております金銭報酬等の額とは別枠にて支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して新制度に基づく報酬の付与のために支給する報酬は原則として金銭債権（株式部分）及び金銭（株式ユニット部分）とし、譲渡制限付株式報酬として対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき25,000株以内とした上で、当該当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権の総額を1事業年度につき3,500万円以内とし、また、支給する株式ユニットの総額（支給する株式ユニットの数に、決議時株価（後記1. において定義されます。）を乗じて算定します。以下、株式ユニットの総額について同じです。）を1事業年度につき3,500万円以内とし、当該株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を1事業年度につき3億円以内とします^{（※1）}。業績連動型株式報酬として対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき290,000株以内とした上で、当該当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権の総額を1事業年度につき3億4,000万円以内とし、また、支給する株式ユニットの総額を1事業年度につき3億4,000万円以内とし、当該株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を1事業年度につき12億円以内とします^{（※1）}。

（※1） 株式ユニットに基づき支給する金銭を支給する時期は、原則として、対象取締役（海外制度対象取締役を除きます。）については対象取締役（海外制度対象取締役を除きます。）その他の当社の取締役会が予め定める地位からの退任時となり、海外制度対象取締役については、譲渡制限付株式報酬に関しては発行又は処分される当社の普通株式に係る譲渡制限解除時、業績連動型株式報酬に関しては当社の普通株式が発行又は処分される時になるため、交付時株価、金銭の支給条件を満たす対象取締役の人数及び在任年数等により各事業年度において実際に支給する金銭の総額が変動することを考慮して、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を設定しております。

新制度においては、後述のとおり、現行制度における譲渡制限付株式等の無償取得事由及び無償取得の対象範囲等の内容を一部変更するとともに、海外制度対象取締役について、その適用される税制の差異等を踏まえ、それ以外の対象取締役とは一部内容の異なる取扱いを定めることとしております。なお、現行制度に基づく譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬のうち、本議案が承認可決された日までに発行又は処分されていない当社の普通株式、支給されていない当該当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権及び株式ユニット、譲渡制限が解除されていない当社の普通株式、並びに金銭が支給されていない株式ユニットについては、本議案が承認可決された場合、いずれも新制度の内容に変更されるものといたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の報酬諮問委員会による審議を経た上で、当社の取締役会において決定いたします。

当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決された場合には、事業報告「3. (2) 7) 2025年度における監査等委員会設置会社への移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及びその方針の内容の概要」に記載のとおり、当該決定方針を変更することを予定しております。

報酬の付与のための金銭債権及び金銭の額に係る報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数、支給する株式ユニットの総額その他の本議案に基づく対象取締役への新制度に基づく報酬の付与の条件は、前記決定方針を踏まえ、前記の新制度の目的、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、対象取締役が果たすべき職責等を勘案したもので、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長を独立社外取締役とする任意の報酬諮問委員会の審議を経ており、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、対象取締役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものといたします。

1. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度（以下、本項において「本制度」といいます。）は、1事業年度を支給対象年度として支給対象年度毎に各対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を発行又は処分しかつ株式ユニットを支給する事前交付型の株式報酬制度です（※2）。

株式部分については、当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権を支給し、対象取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は1事業年度につき25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）とした上で、当社の普通株式を発行又は処分するための金銭債権の総額を1事業年度につき3,500万円以内とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「決議時株価」といいます。）を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定します。

また、株式ユニット部分については、前記当社の普通株式の発行又は処分と同時に株式ユニットを支給することとします。これにより支給される株式ユニットの総額は1事業年度につき3,500万円以内とします。支給された株式ユニットは、発行又は処分された当社の普通株式の譲渡制限が解除された際に、株式ユニット数（ただし、株式ユニットの支給日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他株式ユニット数の調整が必要な事由が生じた場合には、株式ユニット数を、合理的な範囲で調整します。以下、株式ユニット数について同じです。）に、原則として譲渡制限解除日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「交付時株価」といいます。）を乗じた金額を金銭で支給します。これにより株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は1事業年度につき3億円以内とします。

【譲渡制限付株式報酬制度の具体的な仕組み】

- (1) 当社は、役位及びジョブグレードを踏まえて設定された交付金額(以下「交付金額」といいます。)に基づき、後記1)に記載する算定方法に従い、各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する金銭債権の額並びに支給する株式ユニットの数を、当社の報酬諮問委員会での審議を経て、当社の取締役会において決定します。
- (2) 当社は、前記(1)で決定された各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数に応じて、当社の取締役会決議に基づき、各対象取締役に対し、当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権を支給し、各対象取締役は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。
- (3) 前記(2)の当社の普通株式に係る譲渡制限が解除された際に各対象取締役に課される所得税等の納税資金確保のため、当社は、前記(2)の金銭債権に加えて、前記(1)で決定された数の株式ユニットを、各対象取締役に支給します。
- (4) 前記(3)の株式ユニットについては、前記(2)で発行又は処分した当社の普通株式についての納税資金確保を目的として、原則として前記(2)で発行又は処分した当社の普通株式の譲渡制限解除時に、前記(3)で支給した株式ユニットの数に原則として交付時株価を乗じた金額を、各対象取締役に金銭で支給します。

1) 発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する金銭債権の額、支給する株式ユニットの数並びに株式ユニットに基づき支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下のa)の算定方法に基づき各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する株式ユニットの数を、以下のb)の算定方法に基づき各対象取締役に支給する金銭債権の額を、以下のc)の算定方法に基づき各対象取締役に支給する株式ユニットに基づき支給する金銭の額を算定します。

a) 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する株式ユニットの数の算定方法

(i) 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数^(※3)

交付金額÷決議時株価×交付割合^(※4)

(ii) 各対象取締役に支給する株式ユニットの数^(※3)

交付金額÷決議時株価×(100%－前記(i)の交付割合)^(※5)

b) 各対象取締役に支給する金銭債権の額の算定方法

前記a) (i)の算定方法に基づき算定された各対象取締役に對して発行又は処分する当社の普通株式の数に、原則として決議時株価を乗じることで、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定します。^(※3)

c) 株式ユニットに基づき支給する金銭の額の算定方法

前記a) (ii)の算定方法に基づき算定された株式ユニットの数に原則として交付時株価を乗じることで、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。^(※3)

- (※2) ただし、当社は、対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」といいます。)の開始後、当社の普通株式の発行又は処分及び株式ユニットの支給を行うより前に、任期満了、定年、死亡その他の正当な理由(以下、単に「正当な理由」といいます。)により当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、退任後すみやかに、当該対象取締役の役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に算定される額の金銭を対象取締役に對して支給します。また、当社は、役務提供期間の開始後、当社の普通株式の発行又は処分及び株式ユニットの支給を行うより前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に算定される額の金銭を対象取締役に對して支給します。加えて、対象取締役において、役務提供期間の開始後に役位又はジョブグレードの変更があった場合で、当該対象取締役が次の役務提供期間の開始前に、正当な理由により当社の取締役会が予め定める地位を退任する場合には、当該役位又はジョブグレード変更の

時期、変更後の役位及びジョブグレードを踏まえて合理的に算定される額の金銭を必要に応じて当該対象取締役に対して支給します。

- (※3) 前記1) a)～c)の算定方法での算定の結果、1事業年度に発行若しくは処分する当社の普通株式の数の上限(1事業年度につき25,000株以内)、1事業年度に支給する金銭債権の総額の上限(1事業年度につき3,500万円以内)、1事業年度に支給する株式ユニットの総額の上限(1事業年度につき3,500万円以内)又は1事業年度に株式ユニットに基づき支給する金銭の総額の上限(1事業年度につき3億円以内)を超える場合には、これらの上限以内に収まるよう、按分比例等の当社の取締役会において定める合理的な方法により、各対象取締役に発行若しくは処分する当社の普通株式の数、支給する金銭債権の額、支給する株式ユニットの数又は株式ユニットに基づき支給する金銭の額を減少させます。
- (※4) 交付割合は1) a) (i) 及び同(ii)の割合を指し、同(i)の当社の普通株式についての交付割合は50%～100%の範囲で算定され、同(ii)の株式ユニットについての交付割合はその残部となります。また、前記算定の結果、発行又は処分する当社の普通株式数に1株未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入します。
- (※5) 前記算定の結果、支給する株式ユニット数に1ユニット未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入します。

2) 対象取締役に對する支給条件

対象取締役が以下の要件を満たすことを条件に、各対象取締役に對し、前記1)の算定方法に従い、当社の普通株式を発行又は処分するとともに株式ユニットを支給します。

- a) 当社の取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- b) 譲渡制限付株式報酬制度として当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件

なお、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給並びに株式ユニットの支給及び株式ユニットに基づき支給する金銭の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することとします。

【譲渡制限付株式割当契約の概要】

(1) 譲渡制限及びその期間

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の発行又は処分を受けた日より、原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(ただし、海外制度対象取締役の場合は、当該時点及び当該発行又は処分を受けた日から3年を経過する時点のいずれか早い時点までの間とする。以下、本項において「譲渡制限期間」という。)、譲渡制限付株式割当契約により発行又は処分を受けた当社の普通株式(以下「割当譲渡制限付株式」という。))については、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、本項において「譲渡制限」という。)。また、対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により支給された株式ユニット(以下、本項において「割当株式ユニット」という。))については、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、当該退任した直後の時点が、割当譲渡制限付株式の発行又は処分を受けた日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書(割当譲渡制限付株式の発行又は処分を受けた日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては当該事業年度に係る当社の半期報告書)が提出された日より前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を退任理由等に応じて合理的な範囲で調整することができる。

(2) 譲渡制限の解除及び株式ユニットに基づき支給する金銭の支給

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって割当譲渡制限付株式の全部の譲渡制限を解除するとともに、譲渡制限が解除された際に割当株式ユニットの全部に原則として交付時株価を乗じた金額の金銭を支給する。

(3) 退任時の取扱い

前記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の満了前に、正当な理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、割当譲渡制限付株式については、当該退任の直後に割当譲渡制限付株式の一部(当該対象取締役の在任期間等を考慮し合理的に算定された数)の譲渡制限を解除し、譲渡制限を解除しない残部を当社が無償で取得する。また、割当株式ユニットについては、割当株式ユニットの一部(当該対象取締役の在任期間等を考慮し合理的に算定された数)に原則として交付時株価を乗じた金額の金銭を支給し、割当株式ユニットに基づき支給する金銭を支給しない残部の割当株式ユニットについては当社が無償で取得する。なお、対象取締役が正当な理由以外の理由により当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、当社は、割当譲渡制限付株式及び割当株式ユニットの全部を当然に無償で取得する。ただし、対象取締役が正当な理由以外の理由による自己都合により取締役会が予め定める地位を退任した場合であって当社のCEOが認めた場合(対象取締役がCEOである場合には、取締役会が決議した場合。以下同じ。)、当社は、譲渡制限期間が3年を経過していない割当譲渡制限付株式及びそれと同時に支給された割当株式ユニットの全部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

前記(2)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(譲渡制限期間満了日より前に効力発生日が到来するときに限る)には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の割当譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するとともに、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の割当株式ユニットに原則として交付時株価を乗じた金額を金銭で支給する。また、当社は、前記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない割当譲渡制限付株式及び割当株式ユニットに基づき支給する金銭を支給しない割当株式ユニットを当然に無償で取得する。

(5) その他の無償取得事由

当社は、譲渡制限期間中において、対象取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、対象取締役について破産手続開始等の申立てがあった場合、対象取締役が当社の事前承諾なく当社グループの事業と競業する業務等に従事し、若しくは退任後に従事することが予定されていると当社のCEOが認めた場合、対象取締役において法令、当社の社内規程等の違反行為があったと当社のCEOが認めた場合等、一定の事由が生じた場合には、割当譲渡制限付株式及び割当株式ユニットの全部を当然に無償で取得することができる。

(6) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 業績連動型株式報酬制度の概要

業績連動型株式報酬制度(以下、本項において「本制度」といいます。)は、当社中期経営計画の対象事業年度のうち1乃至複数の事業年度からなる評価期間(以下「業績評価期間」といいます。)と中期経営計画に掲げる経営指標の中から1乃至複数の業績評価指標(サステナビリティに関するものを含みます。以下同じです。)を当社の取締役会において予め設定し、対象取締役に対し、当該業績評価指標の目標の達成度等に応じた数の当社の普通株式を発行又は処分しかつ株式ユニットを支給する事後交付型の株式報酬制度です。

株式部分については、当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権を支給し、対象取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとします。したがって、対象取締役への当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権の支給は、原則として業績評価指標毎に設定される業績評価期間終了後に行います。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は1事業年度につき290,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他業績連動型株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。)とした上で、当社の普通株式を発行又は処分するための金銭債権の総額を1事業年度につき3億4,000万円以内とします。なお、その1株当たりの払込金額は決議時株価を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定します。

また、株式ユニット部分については、前記当社の普通株式の発行又は処分と同時に株式ユニットを支給することとします。これにより支給される株式ユニットの総額は1事業年度につき3億4,000万円以内とします。支給された株式ユニットは、発行又は処分された当社の普通株式の譲渡制限が解除された際に(海外制度対象取締役の場合は発行又は処分される当社の普通株式の交付と同時期に)、株式ユニット数に、原則として交付時株価を乗じた金額を金銭で支給します。これにより株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は1事業年度につき12億円以内とします。

なお、本制度は、前記業績評価指標の目標の達成度等に応じて、当社の普通株式を発行又は処分及び当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権を支給並びに株式ユニットを支給するものであることから、当該目標の達成度等が確定するまで、各対象取締役に対して、これらが発行若しくは処分又は支給するか否か、発行又は処分する当社の普通株式の数及び当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権の額及び支給する株式ユニットの数はいずれも確定しません。

また、当初(2024年度から2025年度まで)の業績評価期間及び業績評価指標等は事業報告に記載のとおり予定しておりますが、本議案で承認を受けた範囲内で、取締役会の決定により、当初の業績評価期間中にその内容(算定の基礎となる業績評価指標、目標、業績評価期間、構成割合等を含みます。)が変更されることがあり、また、当初の業績評価期間終了後は業績評価期間及び業績評価指標等を新たに設定した上で、本制度の実施を継続できるものとします。

【業績連動型株式報酬制度の具体的な仕組み】

- (1) 当社は、本制度において各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する金銭債権の額並びに支給する株式ユニットの数及び株式ユニットに基づき支給する金銭の額等の算定に当たって必要となる業績評価指標並びにその業績評価期間、目標、構成割合及び達成状況の評価等を、当社の報酬諮問委員会での審議を経て、当社の取締役会において決定します。
- (2) 当社は、原則として業績評価指標毎に設定される業績評価期間満了後、当該業績評価期間における各業績評価指標

の目標の達成度等に応じ、後記1)に記載する算定方法に従い、各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する金銭債権の額並びに支給する株式ユニットの数を当社の報酬諮問委員会での審議を経て、当社の取締役会において決定します。なお、業績連動型株式報酬においては、各業績評価指標の目標の達成度等により、原則0%から当社の取締役会で予め定める上限支給率の範囲内で支給額が変動します。

- (3) 当社は、前記(2)で決定された各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数に応じて、当社の取締役会決議に基づき、各対象取締役に對し、当社の普通株式の発行又は処分のための金銭債権を支給し、各対象取締役は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。
- (4) 前記(3)の当社の普通株式について譲渡制限が解除された際に(海外制度対象取締役の場合は発行又は処分される当社の普通株式の交付と同時期に)各対象取締役に課される所得税等の納税資金確保のため、当社は、前記(3)の金銭債権に加えて、前記(2)で決定された数の株式ユニットを、各対象取締役に支給します。
- (5) 前記(4)の株式ユニットについては、前記(3)で発行又は処分した当社の普通株式についての納税資金確保を目的として、原則として前記(3)で発行又は処分した当社の普通株式の譲渡制限解除時に(海外制度対象取締役の場合は発行又は処分される当社の普通株式の交付と同時期に)、前記(4)で支給した株式ユニットの数に、原則として交付時株価を乗じた金額を各対象取締役に金銭で支給します。

1) 発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する金銭債権の額並びに支給する株式ユニットの数及び株式ユニットに基づき支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下のa)の算定方法に基づき各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する株式ユニットの数を、以下のb)の算定方法に基づき各対象取締役に支給する金銭債権の額を、以下のc)の算定方法に基づき各対象取締役に支給する株式ユニットに基づき支給する金銭の額を算定します。

a) 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数及び支給する株式ユニットの数の算定方法

(i) 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数^(※6)

株式報酬基準額×支給率^(※7)÷決議時株価×交付割合^(※8)

(ii) 各対象取締役に支給する株式ユニットの数^(※6)

株式報酬基準額×支給率^(※7)÷決議時株価×(100%－前記(i)の交付割合)^(※9)

b) 各対象取締役に支給する金銭債権の額の算定方法

前記a)(i)の算定方法に基づき算定された各対象取締役に對して発行又は処分する当社の普通株式の数に、原則として決議時株価を乗じることで、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定します。^(※6)

c) 株式ユニットに基づき支給する金銭の額の算定方法

前記a)(ii)の算定方法に基づき算定された株式ユニットの数に原則として交付時株価を乗じることで、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。^(※6)

- (※6) 前記1)a)～c)の算定方法での算定の結果、1事業年度に発行又は処分する当社の普通株式の数の上限(1事業年度につき290,000株以内)、1事業年度に支給する金銭債権の総額の上限(1事業年度につき3億4,000万円以内)、1事業年度に支給する株式ユニットの総額の上限(1事業年度につき3億4,000万円以内)又は1事業年度に支給する株式ユニットに基づき支給する金銭の総額の上限(1事業年度につき12億円以内)を超える場合には、これらの上限以内に収まるよう、按分比例等の当社の取締役会において定める合理的な方法により、各対象取締役に発行若しくは処分する当社の普通株式の数、支給する金銭債権の額、支給する株式ユニットの数又は支給する株式ユニットに基づき支給する金銭の額を減少させます。

- (※7) 支給率は当社の取締役会において定める方法により、予め定めた一定の範囲内で変動し、対象取締役毎に、各業績評価期間における各業績評価指標の目標の達成度等を勘案して、当社の報酬諮問委員会による審議を経た上で、当社の取締役会において決定します。
- (※8) 交付割合は1) a) (i) 及び同 (ii) の割合を指し、同 (i) の当社の普通株式の交付割合については50%～100%の範囲で算定され、同 (ii) の株式ユニットの交付割合についてはその残部となります。また、前記算定の結果、発行又は処分する当社の普通株式数に1株未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入します。
- (※9) 前記算定の結果、支給する株式ユニット数に1ユニット未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入します。

2) 対象取締役に対する支給条件

業績評価期間が終了し、対象取締役が以下の要件を満たすことを条件に、各対象取締役に対し、前記1) の算定方法に従い、当社の普通株式を発行又は処分するとともに株式ユニットを支給します^(※10、11、12)。

- a) 業績評価期間の全部又は一部の期間中に対象取締役が当社の取締役会が定める地位にあったこと
 - b) 当社の取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
 - c) 業績連動型株式報酬制度として当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件
- (※10) 対象取締役が、業績評価期間中に、正当な理由により当社の取締役会が予め定める地位を退任する場合には、業績評価期間における退任時までの在任期間及び当該期間における対象取締役の役位及びジョブグレード並びに当該退任時点に応じた各業績評価指標について別途定める各年度の目標の達成度等を考慮し、必要に応じて株式数及び株式ユニット数を合理的に調整した上で算定します。
 - (※11) 対象取締役が、業績評価期間中に、正当な理由により当社の取締役会が予め定める地位を退任する場合には、退任後の合理的期間内に、対象取締役(死亡による退任の場合には対象取締役の権利継承者)に対して前記(※10)に従い算定した数の当社の普通株式を発行又は処分するとともに、前記(※10)に従い算定した数の株式ユニットを支給します。
 - (※12) 当社は、業績評価期間の開始後、当社の普通株式の発行又は処分及び株式ユニットの支給を行うより前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当社の普通株式及び株式ユニット又は金銭を支給するものとします。当社の普通株式及び株式ユニットを支給する場合、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該期間における対象取締役の役位及びジョブグレード並びに当該取締役会の決議時点に応じた業績評価指標の目標の達成度等を考慮し、必要に応じて株式数及び株式ユニット数を合理的に調整した上で、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に対して当社の普通株式を発行又は処分するものとし、株式ユニットは前記当社の普通株式の譲渡制限解除時に株式ユニットの数に原則として交付時株価を乗じた金額の金銭を支給します。金銭を支給する場合、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該期間における対象取締役の役位及びジョブグレード並びに当社の取締役会の決議時点に応じた業績評価指標の目標の達成度等を考慮し合理的に算定される額の金銭を対象取締役に対して支給するものとします。

なお、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給並びに株式ユニットの支給及び株式ユニットに基づき支給する金銭の支給に当たっては、当社と対象取締役(海外制度対象取締役を除きます。)との間で、以下の内容を含む業績連動型株式割当契約を締結することとします。海外制度対象取締役との間で締結する業績連動型株式割当契約においては後記(1)から(5)の内容を含まず、譲渡制限を付さずに当該発行又は処分及び支給を行うこととし、また、当該発行又は処分及び支給の時点において正当な理由により当社の取締役会が予め定める地位を既に退任している者は当該時点で譲渡制限期間が満了しているものとみなされます。

【業績連動型株式割当契約の概要】

(1) 譲渡制限及びその期間

対象取締役(海外制度対象取締役を除く。以下、(1)から(5)において同じ。)は、業績連動型株式割当契約により当社の普通株式の発行又は処分を受けた日より、原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(以下、本項において「譲渡制限期間」という。)、業績連動型株式割当契約により発行又は処分を受けた当社の普通

株式(以下「割当業績連動型株式」という。))については、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、本項において「譲渡制限」という。)。また、対象取締役は、業績連動型株式割当契約により支給された株式ユニット(以下、本項において「割当株式ユニット」という。))については、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、当該退任した直後の時点が、割当業績連動型株式の発行又は処分を受けた日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書(割当業績連動型株式の発行又は処分を受けた日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては当該事業年度に係る当社の半期報告書)が提出された日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を退任理由等に応じて合理的な範囲で調整することができる。

(2) 譲渡制限の解除及び株式ユニットに基づき支給する金銭の支給

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって割当業績連動型株式の全部の譲渡制限を解除するとともに、割当株式ユニットの全部に原則として交付時株価を乗じた金額の金銭を支給する。

(3) 退任時の取扱い

前記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が正当な理由以外の理由により当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合(ただし、正当な理由以外の自己都合による退任であって当社CEOが認めた場合(対象取締役がCEOである場合には、取締役会が決議した場合。以下同じ。))を除く)、当社は、割当業績連動型株式及び割当株式ユニットの全部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

前記(2)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(譲渡制限期間満了日より前に効力発生日が到来するときに限る。))には、割当業績連動型株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するとともに、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、割当株式ユニットの全部に原則として交付時株価を乗じた金額を金銭で支給する。

(5) その他の無償取得事由

当社は、譲渡制限期間中において、対象取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、対象取締役について破産手続開始等の申立てがあった場合、対象取締役が当社の事前承諾なく当社グループの事業と競業する業務等に従事し、若しくは退任後に従事することが予定されていると当社のCEOが認めた場合、対象取締役において法令、当社の社内規程等の違反行為があったと当社のCEOが認めた場合等、一定の事由が生じた場合には、割当業績連動型株式及び割当株式ユニットの全部を当然に無償で取得することができるものとする。

(6) その他の事項

業績連動型株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

※以下の内容は、議案の内容をよりご理解頂くための参考資料として記載させて頂いており、議案の一部を構成するものではありません。

ご参考 改定後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の1事業年度あたりの総額の上限と決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の上限は、6.4億円で、そのうち社外取締役の金銭報酬の上限は1億円です。また、譲渡制限付株式報酬の上限は、株式部分0.35億円（株式数 2.5万株）、株式ユニット部分については、支給する株式ユニットの総額0.35億円、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額3億円、業績連動型株式報酬の上限は、株式部分3.4億円（株式数 29万株）、株式ユニット部分については支給する株式ユニットの総額3.4億円、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は12億円となります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額については、国内の大手企業が参加する第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、報酬諮問委員会での審議を踏まえたものとなっております。

新制度

【取締役（監査等委員である取締役を除く）】

譲渡制限付株式報酬
株式部分 0.35億円以内、上限株式数2.5万株
株式ユニット部分 0.35億円以内
株式ユニットに基づき支給する金銭 3億円以内

業績連動型株式報酬
株式部分 3.4億円以内、上限株式数29万株
株式ユニット部分 3.4億円以内
株式ユニットに基づき支給する金銭 12億円以内

金銭報酬 6.4億円以内
うち社外取締役 1億円以内

【監査等委員である取締役】

金銭報酬 1.7億円以内

- 株式ユニットとは、納税資金確保を目的に支給するもので、1ユニット当たり、当社の普通株式1株当たりの株価に相当する金額の金銭の支給を当社から受けることができるものです。
- 株式ユニットに基づき支給する金銭は、原則として、当該報酬制度に基づいて発行又は処分される当社株式に係る譲渡制限解除時と同時期に支給します。（ただし、海外制度対象取締役に対する業績連動型株式報酬については、発行又は処分される当社の普通株式の交付と同時期に支給します。）
- 株式ユニットに基づき支給する金銭の額は、譲渡制限解除時の株価、金銭の支給条件を満たす対象取締役の人数及び在任年数等により各事業年度において実際に支給する金銭の総額が変動することを考慮して、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を設定しております。

以上

第159期事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 帝人グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業活動の経過及び成果

1) 当期の経営成績

2024年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や、イスラエルおよび周辺国における紛争の勃発により不安定となる中、個人消費が底堅い米国を除き、世界的に景気は低調に推移しました。特に中国の不動産市況低迷に起因する景気減速や、インフレや高金利、外需不振に伴う欧州製造業の不調に加え、2025年1月の米国の政権交代に伴う通商政策見直しの動きが影響し、先行き不透明な状況が継続しました。

帝人グループは、2024年5月に「中期経営計画2024-2025」を公表し、「収益性改善の完遂による基礎収益力の回復」と「事業ポートフォリオ変革」を主要課題に掲げ、各種施策を推進しています。2024年度は収益性改善の施策を概ね計画通り達成するとともに、戦略的オプションの実行による事業の絞り込みに目途を付けました。一方、景気減速の影響により、マテリアル事業領域の需要が伸び悩むなど、新たな課題に直面しました。中期経営計画で掲げた中長期的な方針に変更はありませんが、成長軌道への回帰に向けて、短期的には足元の厳しい市場環境に適応すべく、生産体制の見直しを含むコスト削減に取り組むなどレジリエントな対応を進めております。

帝人グループの当期の経営成績は、売上収益が前期比で4.7%増の1兆55億円となり、事業利益（注）は同25.7%増の276億円となりました。また、複合成形材料の北米事業の減損損失の計上等により営業損失は718億円（前期は49億円の営業損失）、親会社の所有者に帰属する当期利益は283億円（前期は117億円の当期損失）となりました。事業利益に関して、マテリアル事業領域では、収益性改善策の効果の追加発現や、アラミド事業および樹脂事業を中心とした複数の用途での販売量増加により増益となりました。また繊維・製品事業は、販売が好調に推移し増益となりました。ヘルスケア事業においては、薬価改定影響および在宅医療機器の新機台投入によるコスト増などにより減益となりました。

その結果、収益性を示すROEは6.7%、ROICは2.6%となり、キャッシュ創出力を示すEBITDAについては982億円となりました。

（注）事業利益は、営業利益に持分法による投資損益を加算し、非経常的な損益（持分法による投資損益のうち金融損益や減損損失等の非経常的な損益を含む）を除いて算出しています。

なお、当連結会計年度より、システムの運用・開発・メンテナンス及び電子コミック配信サービス等を行うIT事業を非継続事業に分類しています。

事業別業績概況

2024年度における事業別の概況は次のとおりです。

(億円)

		第158期 2023年度	第159期 (当期) 2024年度	増減額	増減率 (%)
売上収益	高機能材料	2,623	2,709	+86	+3.3
	複合成形材料	1,769	1,884	+115	+6.5
	マテリアル計	4,392	4,593	+201	+4.6
	繊維・製品	3,217	3,519	+302	+9.4
	ヘルスケア	1,447	1,370	△77	△5.3
	その他	548	573	+24	+4.4
	合計	9,605	10,055	+450	+4.7
事業利益	マテリアル	△17	60	+78	—
	繊維・製品	130	178	+49	+37.5
	ヘルスケア	182	57	△125	△68.7
	その他	11	71	+60	+554.0
	消去又は全社	△86	△90	△5	—
	合計	220	276	+56	+25.7

マテリアル事業領域

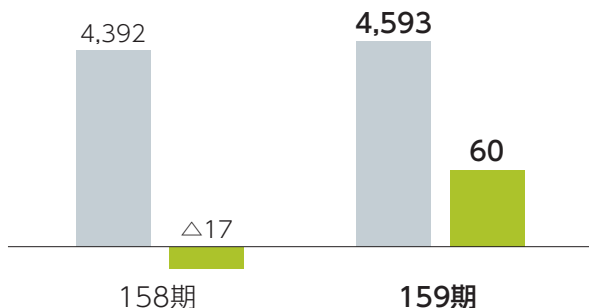
複合成形材料事業での収益性改善効果の発現と減損処理等に伴う償却費減少影響やアラミド事業および樹脂事業での販売量増加などが収益に貢献。一方、アラミド事業や炭素繊維事業での競争激化による販売価格の低下影響およびアラミド事業での前期に計上した保険金収入剥落の影響を受けました。

売上収益は4,593億円と前期比201億円の増収(4.6%増)、事業利益は60億円と前期比78億円の増益となりました。EBITDAは前期比4億円減の325億円となり、ROICは1%となりました。

売上収益・事業利益

■ 売上収益 ■ 事業利益

(単位：億円)



アラミド繊維「トワロン」「テクノール」「コーネックス」



ロータスのSMC製ドアとテールゲート



アラミド事業

アラミド事業では、原燃料価格の低下や競争激化の影響で一部の用途において販売価格が低下したほか、前期に計上した火災保険金収入分が剥落したことなどが減益要因となりました。一方、自動車用途や防弾・防護用途での販売量の増加や原燃料価格低下によるコスト減などで一部相殺した結果、前期比減収・減益となりました。

樹脂事業

樹脂事業では、主力のポリカーボネート樹脂において、中国での低調な景気継続等により全般的に需要が低迷したものの、一部用途においてサプライチェーン上での在庫調整が緩和し販売量が増加しました。一方、競争激化の影響から販売価格が低下し、スプレッドも若干低下しました。結果、前期比増収・増益となりました。

炭素繊維事業

炭素繊維事業では、汎用品を中心とした競争の激化により産業用途等で販売量が減少し、販売価格も低下しました。一方、航空機向け用途は、サプライチェーン上での調達制約の影響を受けながらも、堅調な旅客需要を背景としてビルドレートが上昇し、販売量は増加しました。結果、前期比減収・減益となりました。

複合成形材料事業

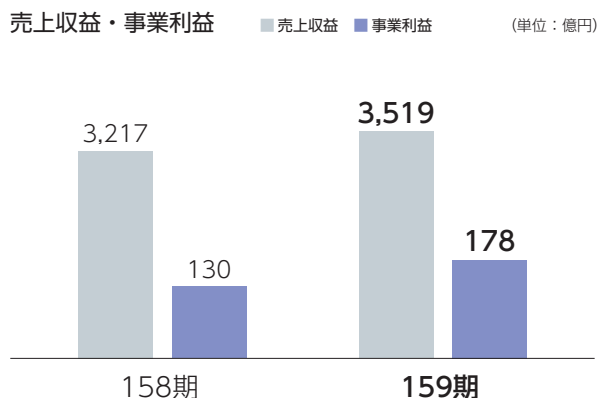
複合成形材料事業では、販売価格改定、コスト削減等の収益性改善施策の発現、固定資産の減損処理に伴う償却費減等により、前期比増収・増益となりました。

繊維・製品事業

衣料繊維分野、産業資材分野とも販売好調



売上収益は3,519億円と前期比302億円の増収(9.4%増)、事業利益は178億円と前期比49億円の増益(37.5%増)となりました。EBITDAは前期比47億円増の255億円となり、ROICは8%となりました。



各種テキスタイルと衣料製品

衣料繊維分野は、北米や中国向けのテキスタイル・衣料品の販売が好調に推移し、国内向けも衣料品の販売好調が継続しました。産業資材分野では、水処理フィルター向けのポリエステル短繊維、人工皮革、テレビ通販での生活雑貨の販売が好調に推移しました。拡販に伴う経費増や円安による仕入れコスト増がありましたが、販売価格改定や生産性の改善を進めました。



人工皮革「コードレ」を使用したシューズとボール

ヘルスケア事業



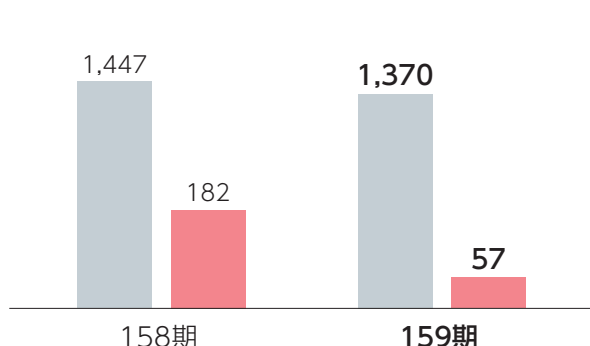
医薬品の薬価改定および在宅医療機器の新機台投入によるコスト増が収益に影響。一方、在宅医療機器のレンタルは堅調に推移し、医薬品「ソマチュリン」、「ゼオマイン」、「オスタバロ」も順調に販売量を拡大

売上収益は1,370億円と前期比77億円の減収(5.3%減)、事業利益は57億円と前期比125億円の減益(68.7%減)となりました。EBITDAは前期比107億円減の347億円となり、ROICは2%となりました。

売上収益・事業利益

■ 売上収益 ■ 事業利益

(単位：億円)



骨粗鬆症治療剤
「オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg」



携帯型酸素濃縮装置
「ハイサンソポータブルαⅢ」

医薬品分野

医薬品分野では、長期収載品を中心とした2024年4月の薬価改定および後発品浸透の加速が収益に影響しました。一方で、「オスタバロ」、「ソマチュリン*1」、「ゼオマイン*2」が順調に販売量を拡大しました。

*1 先端巨大症・下垂体性巨人症/甲状腺刺激ホルモン産生下垂体腫瘍/腎・消化管神経内分泌腫瘍治療剤 ソマチュリン®/Somatuline®は、Ipsen Pharma (仏) の登録商標です。

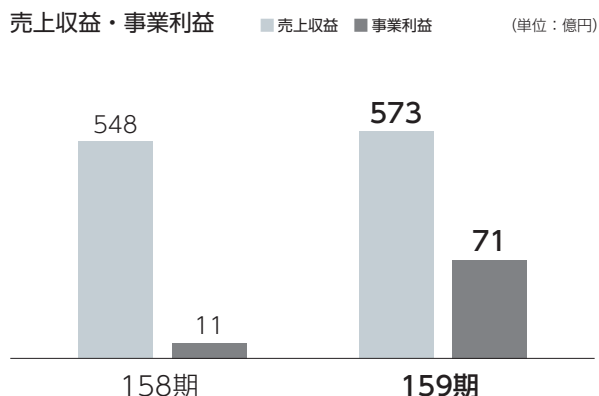
*2 上肢・下肢痙縮治療剤 ゼオマイン®/Xeomin®は、Merz Pharma GmbH & Co. KGaA (独) の登録商標です。

在宅医療機器分野

在宅医療機器分野では、在宅持続陽圧呼吸療法 (CPAP) 市場において、検査数の増加に伴い新規処方件数の拡大が継続し、レンタル台数は順調に増加 (前期末対比約7%増) しました。一方、新機台の投入台数や消耗品の使用量の増加に伴うコスト負担が増大しました。また、在宅酸素療法 (HOT) 市場では、全体としてはレンタル台数が微減となりましたが、2023年7月に上市した携帯型酸素濃縮装置新機種「ハイサンソポータブルαⅢ」のレンタル台数が順調に増加しました。

その他 (電池部材・メンブレン分野、再生医療・埋込医療機器分野等)

売上収益は573億円と前期比24億円の増収(4.4%増)、事業利益は71億円と前期比60億円の増益(554.0%増)となりました。

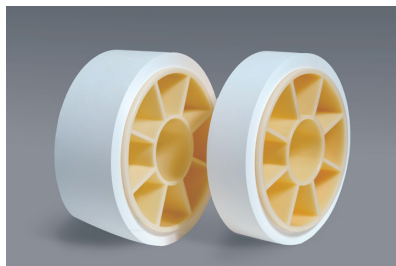


電池部材・メンブレン分野は、販売好調により収益が伸長しました。

再生医療分野では、帝人リジェネット株式会社の岩国ファクトリーが再生医療等製品の製造業許可を、柏の葉ファシリティが特定細胞培養加工施設許可をそれぞれ取得するなど、CDMO*事業の立ち上げが順調に進捗しました。

人工関節・吸収性骨接合材等の埋込医療機器分野では、帝人メディカルテクノロジー株式会社が2024年6月に発売した心・血管修復パッチ「シンフォリウム」の使用が順調に拡大しています。

* Contract Development and Manufacturing Organization 製品の開発・製造を受託する機関



リチウムイオンバッテリー (LIB) 用セパレータ
リエルソート



「オキュラル」再生医療 (J-TEC) 製品

2) 財政状態

当期末の資産合計は、前期末に比べ1,653億円減少し、10,613億円となりました。現金及び現金同等物や営業債権及びその他の債権等が減少したほか、償却ならびに減損により有形固定資産や無形資産が減少しました。

負債合計は、主に借入金の返済により前期末に比べて1,671億円減少し、6,227億円となりました。

資本合計（非支配持分を含む）は、多額の減損損失を計上する一方で、インフォコム株式会社の普通株式の譲渡による関係会社株式売却益を計上することで前期末に比べて18億円増加し、4,385億円となりました。

これらの結果、D/Eレシオは0.9倍、親会社所有者帰属持分比率は40.6%となりました。（前期末D/Eレシオ1.26倍、親会社所有者帰属持分比率33.4%）

なお、当期末のBS換算レートは、150円／米ドル、162円／ユーロ、1.08米ドル／ユーロ（前期末151円／米ドル、163円／ユーロ、1.08米ドル／ユーロ）となっています。

(2) 設備投資の状況

2024年度の設備投資は、主に事業所及びアラミド事業の能力維持を目的とした設備投資等により594億円実施しました。なお、設備投資額に非継続事業に分類した事業は含めていません。

(3) 資金調達の状況

金融機関からの借入により資金調達を実施しました。有利子負債は2023年度末対比1,118億円減少し、3,871億円となりました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）との間で、①公開買付者が実施する当社の連結子会社であるインフォコム株式会社の普通株式（以下、「インフォコム株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に、当社が保有するインフォコム株式の全てを応募しないこと、②本公開買付け成立後に、インフォコム株式会社の株主を当社及び公開買付者のみとするための手続（インフォコム株式の併合を含みます。）を実施すること、並びに③インフォコム株式会社による自己株式取得により、当社がその時点で保有するインフォコム株式の全てをインフォコム株式会社に譲渡すること等に関する取引基本契約を締結し、2024年10月22日を効力発生日として、当社が保有するインフォコム株式の全てをインフォコム株式会社に譲渡いたしました。

また、当社は、持分法適用会社であるEsteve Teijin Healthcare, S.L.の当社保有株式全てを

Oximesa S.L.U.社へ譲渡する株式譲渡契約を2024年12月19日に締結しました。

また、当社は、100%連結子会社であるTeijin Automotive Technologies NA Holdings Corp.株式の全てをAURELIUS Private Equity Mid-Market Buyout傘下の特別目的会社であるStork BidCo Inc.へ譲渡する株式譲渡契約を2025年3月31日に締結しました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 年度	日本基準			IFRS	
	第156期 2021年度 (2022年3月期)	第157期 2022年度 (2023年3月期)	第158期 2023年度 (2024年3月期)	第159期 2024年度 (当期) (2025年3月期)	
売上高 / 売上収益 (百万円)	926,054	1,018,751	1,032,773	960,459	1,005,471
事業利益 (百万円)	—	—	—	21,956	27,594
営業利益 (日本基準) (百万円)	44,208	12,863	13,542	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失/ 親会社の所有者に帰属 する当期利益又は損失 (百万円)	23,158	△17,695	10,599	△11,712	28,347
1株当たり当期純利益 又は損失/基本的1株当 たり当期利益又は損失 (円)	120.58	△92.04	55.07	△60.86	147.15
総資産 / 資産合計 (百万円)	1,207,583	1,242,433	1,251,021	1,226,616	1,061,272
純資産 / 資本合計 (百万円)	464,811	451,084	481,933	436,759	438,541

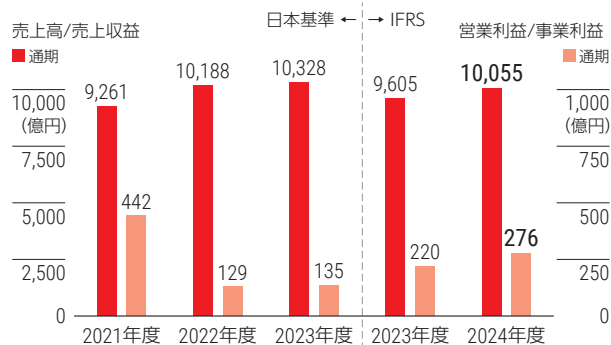
(注1) 第159期より、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成しております。また、第158期においても、IFRSを適用した数値を併せて記載しております。

(注2) 「/」の記載があるものは、「日本基準/IFRS」を記載しております。

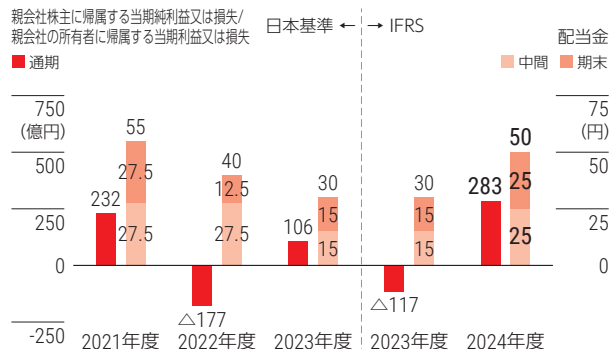
(注3) 事業利益は、営業利益に持分法による投資損益を加算し、非経常的な損益（持分法による投資損益のうち金融損益や減損損失等の非経常的な損益を含む）を除いて算出しています。

(注4) 第159期より、IT事業を非継続事業に分類しており、売上収益及び事業利益の金額については、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。

売上高/売上収益 (IFRS) ・ 営業利益/事業利益 (IFRS)

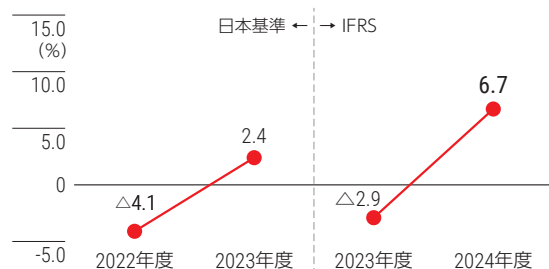


親会社株主に帰属する当期純利益又は損失/ 親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 (IFRS) ・ 年間配当金

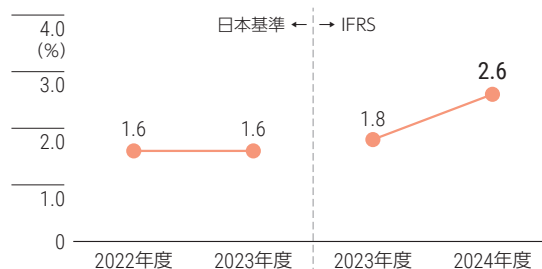


経営指標

ROE



営業利益ROIC/ROIC (IFRS)



(6) 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメント	区分	会社名	本社所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
マテリアル	アラミド	テイジン・アラミド・ビー・ブイ	オランダ	0.02百万ユーロ	※100.00%	パラ系アラミド繊維の製造・販売
		テイジン・コーポレーション (タイランド) リミテッド	タイ	2,367百万バーツ	100.00	アラミド繊維と樹脂製品の製造 販売
	樹脂	帝人聚碳酸酯有限公司	中国	720百万人民幣元	100.00	ポリカーボネート樹脂の製造
		帝人化成複合塑料 (上海) 有限公司	中国	143百万人民幣元	100.00	樹脂のコンパウンド製品の製造
	炭素繊維	テイジン・カーボン・ヨー ロッパ・ゲーエムベーハー	ドイツ	0.026百万ユーロ	※100.00	炭素繊維の製造・販売
		テイジン・カーボン・ アメリカ・インク	米国	407.5百万米ドル	※100.00	炭素繊維の製造・販売
		レネゲード・マテリアルズ・ コーポレーション	米国	71.6百万米ドル	※100.00	複合材料向け中間材料（プリプ レグ）の製造・販売
	複合成形 材料	テイジン・オートモーティブ・テ クノロジーズ・エヌエー・ホール ディングス・コーポレーション	米国	830百万米ドル	※100.00	複合成形材料の製造・販売
		テイジン・オートモーティブ・テ クノロジーズ・ポルトガル・エスエー	ポルトガル	7.2百万ユーロ	※100.00	複合成形材料の製造・販売
		テイジン・オートモーティ ブ・テクノロジーズ・チェ コ・エスアールオー	チェコ	315百万チェココナ	※100.00	複合成形材料の製造・販売
繊維・製品		帝人フロンティア(株)	大阪府	2,000百万円	100.00	繊維製品等の製造・販売
		南通帝人有限公司	中国	287百万人民幣元	※100.00	ポリエステル織物の製造・販売
		テイジン・ポリエステル（タ イランド）リミテッド	タイ	548百万バーツ	※67.61	ポリエステル繊維の製造・販売
		ヨット・ハー・ジグラー・ ゲーエムベーハー	ドイツ	1.02百万ユーロ	※100.00	不織布の製造および販売
ヘルスケア		帝人ファーマ(株)	東京都	10,000百万円	100.00	医薬品・在宅医療機器の製造・ 販売
		帝人ヘルスケア(株)	東京都	100百万円	※100.00	医薬品・在宅医療機器等の販 売・レンタル、在宅医療サービ スの提供
その他		(株) ジャパン・ティッシュ エンジニアリング	愛知県	4,959百万円	57.72	再生医療等製品及び関連製品の 開発、製造、販売、受託
		テイジン・リエルソート・ コリア・カンパニーリミテッド	韓国	29,096百万ウォン	100.00	リチウムイオン2次電池用セパ レータの製造・販売
		帝人ナカシマメディカル(株)	岡山県	100百万円	50.00	医療機器の製造・販売

(注) ※印：子会社による出資を含む比率です。

(7) 経営方針及び対処すべき課題

1) 帝人グループが目指す姿

帝人グループは、2024年4月に、帝人グループのパーパス（存在意義）を明確化し、実行力を高めることを目的に、帝人グループのパーパス「Pioneering solutions together for a healthy planet」を策定しました。このパーパスは、帝人グループの過去や現在、未来について全社を挙げて議論を重ねた結果洗い出された、帝人グループが大切にしてきた価値観そのものであり、美しい地球に人々がいつまでも暮らし続けるためのソリューションの提供に挑戦する会社でありたいという社員の想いが強く反映されています。



【パーパスに込めた想い】

Pioneering	帝人グループが100年以上の歴史の中で常にパイオニアであり続け、行動的で、先見性があり、イノベーションを生んできたことを誇りに思い、今後もそのアントレプレナーシップを引き継いでいきたいという想いが込められています。
Solutions	市場のニーズを満たす製品やサービスだけでなく、帝人の持つ科学の力を使って、社会課題に対する解決策（＝ソリューション）も提供するという意気込みが表現されています。
Together	互いの違いや多様性を尊重して社員が力を合わせ、社外のパートナーと協力し、顧客を含む社外のさまざまなステークホルダーから共感され続ける存在でありたいという想いが込められています。
Healthy Planet	地球環境と、そこに住む人々やあらゆる生命に寄り添い、その健康や安全を願う想いが込められています。

帝人グループでは、このパーパスに併せて、3つのバリュー「①すべての挑戦をリスペクトします、②多様な仲間と専門性を活かして成長します、③地球とあらゆる生命に寄り添い、守ります」を設定しています。パーパスを軸に、バリューを重視することで、帝人グループの長期ビジョンである「未来の社会を支える会社」（モビリティ、インフラ&インダストリアル領域：「地球の健康を優先し、環境を守り、循環型社会を支える会社」、ヘルスケア領域：「より支えを必要とする患者、家族、地域社会の課題を解決する会社」）を目指していきます。

2) 対処すべき課題

a) 中期経営計画

当社は、2024年5月に「帝人グループ 中期経営計画2024-2025」を公表し、当社の対処すべき課題として、①収益性改善の完遂による基礎収益力の回復、②事業ポートフォリオ変革、③グローバル経営基盤の強化、の3つを掲げ、成長軌道に回帰するため、これらの課題に対して強い決意を持って取り組んでいます。

i) 収益性改善の完遂による基礎収益力の回復

2024年度は、2023年度から進める収益性改善の完遂による基礎収益力の回復に向けて、以下の施策に重点的に取り組み、複合成形材料の北米事業における労働生産性の改善や価格改定効果の発現、アラミド事業における安定供給体制の確立やヘルスケア事業における固定費削減効果の前倒し発現、国内での「ネクストキャリア支援制度」（早期退職優遇制度）を含む固定費削減の実行等、一定の成果を上げました。

一方、欧州や中国を中心としたグローバルでの景気減速による需要低迷や市場競争環境の激化影響を受けたアラミド事業や炭素繊維事業に加え、薬価改定や後発品の浸透加速の影響を受けたヘルスケア事業は基礎収益力を十分に回復することができず、その収益力改善が2025年度の新たな課題として残りました。

【主な施策と進捗状況】

2024-2025年度 主な施策	進捗状況
(複合成形材料事業) ■ 生産安定化を含む更なる改善	■ 労働生産性の改善や価格改定による収益性改善 ■ 高採算新規プログラムの安定立上げに伴う販売増 ■ 北米事業の業績大幅改善と事業売却の決定
(アラミド事業) ■ 確立した安定供給体制によりマーケットシェアを奪回 ■ 設備・運転・保全面でのコーポレート支援継続	■ 安定供給体制の確立 ■ 光ファイバー用途では競合影響を受けるも、タイヤ用途・防弾防護用途では高いシェアを維持 ■ サステナビリティ施策は順調に推進中 ■ コーポレート支援による安定供給体制の確立
(ヘルスケア事業) ■ 希少疾患3製品の国内早期上市に向けた準備 ■ 固定費削減目標（2025年度：50億円）の確実な達成	■ 希少疾患3製品の開発は何れも着実に進捗 ■ 在宅医療事業で培ったサービス基盤を活かした成長戦略「希少疾患治療＋在宅医療」に最適な組織への転換を推進 ■ 固定費削減は前倒しで進捗・発現しており、2025年度に効果がフル発現し、効果は目標の50億円を上回る見通し
(固定費削減) ■ 国内での「ネクストキャリア支援制度（早期退職優遇制度：150人）」を含む固定費削減目標（2025年度：40億円）の確実な達成	■ 国内での「ネクストキャリア支援制度」を実行。2025年度に削減効果がフル発現し、40億円の目標を達成する見通し

【対処すべき課題】

収益性改善のための施策
(アラミド事業) ■ 欧州、中国を中心とする景気低迷や光ファイバー用途での厳しい競争環境により一時的に低迷。厳しい環境下でも十分に「稼ぐ」力を発揮できる最適生産体制への移行及びコスト削減
(炭素繊維事業) ■ 航空機用途以外での厳しい競争環境を前提とした最適生産体制への移行及びコスト削減 ■ 収益性を軸としたビジネスの取捨選択を徹底
(ヘルスケア事業) ■ KPI徹底による主要4製品（HOT、CPAP、糖尿病治療剤、「オスタバロ」）の収益極大化 ■ 固定費削減目標（2025年度：50億円）の確実な達成と更なる削減の追求

ii) 事業ポートフォリオ変革

2026年度以降の次期中期経営計画期間において、変革後の事業ポートフォリオによる成長を実現していくために、今中期経営計画においては、不採算事業・非注力事業の戦略的オプションを実行し、運営する事業を絞るとともに、重要産業セクターとして設定したモビリティ、インフラ&インダストリアル、ヘルスケアの領域での成長に向けた取り組みを推進しています。具体的には、素材や製品単体を提供する事業から、繊維・製品事業が持つ先端素材開発から生産・販売まで垂直統合した強固なサプライチェーンや在宅医療事業で培ったサービス基盤を活かした顧客に寄り添った提供価値主体の事業へと変革を進めています。2024年度は、不採算事業や非注力事業の事業売却等を強力に推進しました。2024年10月には電子コミックを手掛けるインフォコム株式会社の売却を完了させるとともに、近年業績が低迷していた複合成形材料の北米事業に関しても、2025年3月にTeijin Automotive Technologies NA Holdings Corp.の株式譲渡契約を締結し、譲渡完了に向けた対応を進めています。加えて、コーポレート新事業でもバイオリエ・ニュートラシューティカルビジネスからの撤退や帝人ナカシマメディカル株式会社の株式譲渡を決定し、事業の絞り込みを進めています。また、持続的に成長戦略を推進するためにはそれを支える既存事業の収益力の維持・拡大が必要であり、他社との提携を含む様々な選択肢を検討しています。

2025年度は、2026年度以降に大きく羽ばたくための準備期間として、絞り込んだ事業を中心に今後、どの様に成長していくかの具体的な方策を追求していきます。

【対処すべき課題】

成長戦略の具現化のための施策

- 既存事業における収益拡大を目指し、業界再編や川中・川下領域への展開を含む他社との提携を模索。また、スペシャリティ製品の競争優位性を確保しつつ、製品がコモディティ化しても勝てる事業にもなるべく事業構造の転換を模索
- マテリアル事業領域や繊維・製品事業を中心とした事業間シナジーを追求し、価値提供を軸とする事業展開を模索
- 重要産業セクターにおけるM&Aの具体化に向けた検討

iii) グローバル経営基盤の強化

事業ポートフォリオ変革に併せて、グローバル経営基盤を強化し、パーパスを軸とした実行力の向上を目指すため、今中期経営計画においては特に、ガバナンス面で「グローバル企業・多角化企業に最適化されたガバナンス体制の確立」、生産・製造技術面で「国内外の知見・技術の融合による設備・運転・保全レベルの進化」、人的資本の面で「戦略を実装する『適所』の確立と『適材』の確保」の課題に取り組んでいます。

2024年度は、パーパスやバリューをただの標語とせず、社員一人ひとりの具体的な行動に落とし込む「マイアクション」活動を推進しました。全社員へ浸透させることで、パーパスやバリューを確実に体现する体制や組織風土を醸成し、常人グループならではの価値を社会に提供していきます。ガバナンス体制の強化策としては、意思決定の迅速化や取締役会における経営上の重要課題の議論の一層の充実化を目的に、監査等委員会設置会社への移行を決定しました。また、技術戦略管掌やデジタル・情報システム管掌を新規に設置するなど、経営課題に対応した管掌機能を再編することで、グローバル経営体制の強化を図っています。人的資本戦略としては、グローバルでの「適所適材」の実現のため、海外拠点への異動も可能とする社内公募制度「グローバルジョブポストイング制度」の導入や職務に基づく処遇を実現するため、経営管理職に対するジョブ型制度を導入するなど、計画した施策を着実に実行しました。そのほか、生産・製造技術の向上やサステナビリティへの取り組みも順調に進めております。

2025年度は、2024年度に実施した戦略的オプションや次期中期計画を踏まえた組織体制の最適化をより一層、進めていきます。

【対処すべき課題】

グローバル経営基盤の強化に向けた施策

- 2024年度に実施した戦略的オプションや、次期中期経営計画を踏まえた最適な組織体制の検討（グループ横断的な横串機能の最適化等）

2024年度は複数の戦略的オプションの実行による事業ポートフォリオ変革や機関設計の変更決定などを力強く推し進め、将来の成長に向けた基盤を整備した1年となりました。2025年度も引き続き、マテリアル事業領域では、アラミド事業や炭素繊維事業などで最適生産体制の整備を進め、状況の変化にレジリエントに対応していくとともに、構造改革を進めます。また、ヘルスケア事業では、在宅医療事業の基盤を活かした成長戦略の中で、2023年11月に導入した希少疾患製品（ホルモン治療薬 3剤）を、早期に市場投入できるよう着実に準備を進めます。

2025年度の業績予想は、事業利益350億円、税後事業利益ROIC3%、ROE3%（IFRSベース）となる見込みです。今中期経営計画の目標である2025年度ROE6%以上を下回りますが、2026年度から始まる次期中期経営計画期間における成長、発展のための1年と位置付け、成長基盤整備および施策の完遂を目指します。

また、2025年度は、次期中期経営計画を策定する年となります。基礎収益力の拡大を図るのは自明のこととして、先端素材など、スペシャリティ製品の「品質」を武器に勝負するメーカーから、顧客の課題を深く理解した価値やサービスの提供ができる、「素材やヘルスケア製品の枠を超えた課題解決のパートナー」にもなるべく成長を図り、どの様な製品でも「稼ぐ力」を備える会社へと移行するための計画を策定する予定です。また、我々帝人グループには変革に対するスピードが必要であることを認識しています。計画策定途上であっても我々の目的に合致した戦略については、慎重な判断のもとスピード感を持って実行していきます。

帝人グループは、投資家をはじめとするステークホルダーの期待に応えられる持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現し、早期にROE10%以上、PBR1倍以上の達成を目指していきます。

b) サステナビリティに関する考え方及び取り組み

帝人グループは、パーパス「Pioneering solutions together for a healthy planet」を軸に、地球環境とあらゆる生命が健康である「Healthy Planet」の実現を目指しています。社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題から自社にとっての機会とリスクを整理し、重要課題を特定して、それぞれにKPIを設定し取り組みを推進しています。

サステナビリティに関する活動の責任者として、人事・総務／サステナビリティ管掌を定め、取締役会の指示・監督のもと、事業と一体化したサステナビリティの取り組みを推進しています。サステナビリティに関する方針や重要課題は、取締役会における決議事項であり、それらの方針に沿ったサステナビリティの取り組みは、執行側で管理指標も設定して進め、その対応状況については、適宜CEOまたは人事・総務／サステナビリティ管掌から取締役会に報告され、議論を行っています。

環境関連課題に対しては、次の表の長期的なKPIを設定しています。自社CO₂排出量については、長期目標達成のロードマップを設定して、ネット・ゼロの実現に向けて取り組んでいます。

〈環境関連課題 主要KPI〉

KPI				
事業機会を 取り込むKPI	気候変動 CO ₂ 削減貢献量	2030年度	CO ₂ 総排出量< CO ₂ 削減貢献量	製品使用によるサプライチェーン 川下でのCO ₂ 削減効果
事業基盤を 強化するKPI*	気候変動 自社CO ₂ 排出量	2030年度 2050年度	30%削減 実質ゼロ実現	総量目標 電源の再エネ化、 熱源のクリーンエネルギー化
	気候変動 サプライチェーンCO ₂ 排出量	2030年度	15%削減	Scope3 Category1 における 温室効果ガス排出量
	サーキュラーエコノミー 水	2030年度	30%改善	淡水取水量売上高原単位
	サーキュラーエコノミー 廃棄物	2030年度	20%改善	埋立廃棄物量売上高原単位
	安心・安全 有害物質	2030年度	20%改善	有害化学物質排出量売上高原単位

* 事業基盤を強化するKPIはいずれも2018年度を基準年とする目標値

人的資本関連でも、「人材が活躍するための施策」の状況を測るため、役員層・管理職層の多様性とエンゲージメントに関する指標を設定し、目標の達成を目指します。具体的には、「多様性に関するKPI」として、女性役員比率は、2030年4月に30%（24年10月実績：20%、26年4月：20%）、外国籍役員比率は、2030年4月に30%（24年10月実績：8%、26年4月：10%）、女性管理職比率（女性部課長）は、2030年4月に20%（24年10月実績：11%、26年4月：12%）の目標値を設定しています。また、「社員エンゲージメントサーベイに関するKPI」として、エンゲージメントスコアが2030年4月に68（24年9月実績：64、26年4月：64）という目標値を設定しています。

（注）役員：取締役、監査役、執行役員

また、知的財産に関する取り組みにおいては、帝人グループでは、知的財産は重要な無形の経営基盤の一つであるとの認識のもと、知的財産に関する基本方針を定め、事業戦略及び技術戦略と一体となって経営戦略に積極的に関与する知的財産戦略を遂行しています。また、中長期的な視点で各事業の知的財産戦略を策定し、これに基づいて知的財産を創造、保護及び活用することで、帝人グループの各事業がグローバル競争において優位に事業活動を展開できるようにしてい

ます。さらに、ここ数年で「知財インテリジェンス（意思決定に資する知財情報解析）」を帝人グループの最も重要な知財機能の一つとして強化したことによって、経営や事業における重要な意思決定にIPランドスケープを活用する取り組みが定着しています。

なお、環境及び人的資本に関する重要課題とKPIの詳細については、当社ウェブサイト（<https://www.teijin.co.jp/csr/materiality/>）をご参照ください。各目標に対する実績についてもご確認いただけます。

3) 社会貢献活動

帝人グループ社会貢献基本方針に則り、自然との調和を大切に、地域コミュニティとともに発展するため、よき企業市民として事業特性や地域性を尊重した適切な社会貢献活動を推進しています。学術・教育、スポーツなどを通じた次世代の育成の支援としては、若き科学技術者の育成を目的に創設した公益財団法人帝人奨学会による帝人久村奨学金制度を通じ、約70年にわたり1,700人以上の理工系学生を支援しています。

また、「全国高校サッカー選手権大会」への協賛や、公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」への賛同など、青少年のスポーツ支援に取り組んでいます。

その他、「令和6年能登半島地震・豪雨災害」の被災地に対する復興支援や、社員のボランティア活動を支援する休職制度や社員参加型プログラムなどの様々な仕組みを継続的に運用しています。



全国高校サッカー選手権の出場校へ「コードレ®」を使用したサッカーボールを寄贈



社員のボランティア活動を支援する「ボランティアサポートプログラム」

2. 政策保有株式に関する方針

(1) 政策保有に関する方針

当社は、取引維持・強化及び業務提携の推進等を図ることにより、中長期的な企業価値向上に資すると判断した企業の株式を保有しています。

保有する株式については、個別銘柄ごとに保有目的及び合理性について中長期的な観点から精査し、保有の適否を取締役会にて毎年検証しています。

検証においては、配当・取引額等の定量効果と資本コストの比較に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に勘案しています。

なお、検証の結果、保有意義が希薄化したと判断したものについては売却を進めており、当事業年度においても、特定投資株式2銘柄、みなし保有株式2銘柄の全保有株数（うち、1銘柄は重複）、特定投資株式2銘柄の一部保有株数を売却し、売却価額の合計は55億円（うち、みなし保有株式については36億円）となりました。

今後も、現在保有する政策保有株式企業との協議を継続し、上場株式については原則として全株式を売却するよう努めます。

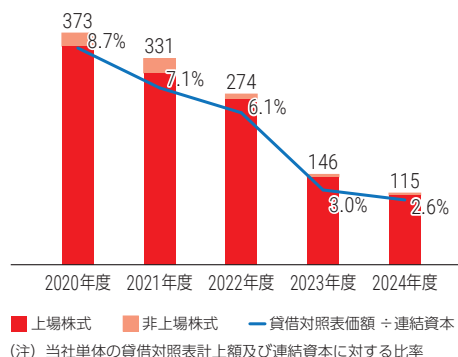
また、当社の株式を保有する政策保有株主から売却等の意思表示が示された際には、売却を妨げることなく適切に対応しています。

（注）売却価額は、当社単体における上場株式の額

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

保有すると判断した株式に係る議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値並びに投資先企業の株主価値の向上の観点から、議案ごとに確認を行い、賛否を判断します。投資先企業の企業価値に重大な影響が生じる可能性のある議案については、特に留意して必要な情報を収集し精査します。

政策保有株式保有状況（億円、%）



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会・監査役会の出席状況
代表取締役 社長執行役員	内 川 哲 茂	CEO	取締役会14/14回 100%
代表取締役 専務執行役員	森 山 直 彦	経営企画管掌 兼 経理・財務管掌	取締役会14/14回 100%
取締役 常務執行役員	山 西 昇	生産・エンジニアリング・調達管掌	取締役会14/14回 100%
取 締 役	大 西 賢	株式会社商船三井 社外取締役 かどや製油株式会社 社外取締役 株式会社Luup 社外取締役 株式会社レゾナック・ホールディングス 社外取締役	取締役会14/14回 100%
取 締 役	津 谷 正 明	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー	取締役会14/14回 100%
取 締 役	南 多美枝	参天製薬株式会社 社外取締役	取締役会14/14回 100%
* 取 締 役	楠 瀬 玲 子	株式会社NIPPO 社外取締役 文化シヤッター株式会社 社外取締役	取締役会9/9回 100%
常 勤 監 査 役	嶋 井 正 典		取締役会14/14回 100% 監査役会13/13回 100%
* 常 勤 監 査 役	鳥 居 知 子		取締役会9/9回 100% 監査役会9/9回 100%
監 査 役	中 山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所 パートナー弁護士 ロイヤルホールディングス株式会社 社外取締役 日本郵便株式会社 社外監査役	取締役会14/14回 100% 監査役会13/13回 100%
監 査 役	有 馬 純	東京大学公共政策大学院 特任教授	取締役会14/14回 100% 監査役会13/13回 100%
監 査 役	辻 幸 一	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外 取締役 丸一鋼管株式会社 社外取締役	取締役会14/14回 100% 監査役会13/13回 100%

(注1) *印の取締役及び監査役は、2024年6月20日開催の第158回定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。

(注2) 取締役のうち、大西賢、津谷正明、南多美枝、楠瀬玲子の4氏は社外取締役です。当社は、社外取締役の選任に際し、当社の定める独立取締役の要件を満たすことを求めています。上記4氏は2024年度中を通じていずれも当該要件のすべてを満たして独立性を維持しており、また東京証券取引所の定める独立性の要件も満たしていますので、同証券取引所に全員を独立役員と

して届け出ています。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>) に掲載しています。

- (注3) 監査役のうち、中山ひとみ、有馬純、辻幸一の3氏は社外監査役です。当社は、社外監査役の選任に際し、当社の定める独立監査役の要件を満たすことを求めています。上記3氏は2024年度中を通じていずれも当該要件のすべてを満たして独立性を維持しており、また東京証券取引所の定める独立性の要件も満たしていますので、同証券取引所に全員を独立役員として届け出ています。なお、当社の定める独立監査役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teijin.co.jp/ir/management/governance/requirements/>) に掲載しています。
- (注4) 常勤監査役 嶋井正典氏及び監査役 辻幸一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・常勤監査役 嶋井正典氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっていました。
 - ・監査役 辻幸一氏は、公認会計士の資格を有しています。
- (注5) 監査役 中山ひとみ氏は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する相当程度の知見を有しています。
- (注6) 以下の取締役及び監査役は、2024年6月20日をもって、任期満了により退任しました。
- 取締役 小川英次、取締役 鈴木庸一、常勤監査役 中石昭夫
- (注7) 2024年度中の取締役の地位・担当等の異動は以下のとおりです。

氏 名	新	旧	異動年月日
森 山 直 彦	代表取締役専務執行役員 経営企画管掌 兼 CFO、経理・財務管掌	取締役専務執行役員 経営企画管掌	2024年6月20日
	代表取締役専務執行役員 経営企画管掌 兼 経理・財務管掌	代表取締役専務執行役員 経営企画管掌 兼 CFO、経理・財務管掌	2024年9月1日
山 西 昇	取締役常務執行役員 サステナビリティ管掌 兼 エンジニアリング部門担当	取締役常務執行役員 サステナビリティ管掌 兼 エンジニアリング部門担当 兼 経営監査部担当	2024年4月1日
	取締役常務執行役員 生産・エンジニアリング・調達管掌	取締役常務執行役員 サステナビリティ管掌 兼 エンジニアリング部門担当	2024年9月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及びその方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりです。なお、当該決定方針は、報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しています。

2024年度における取締役の報酬等に関する審議及び決定のための委員会等の活動は次のとおりです。

取締役会 7回、報酬諮問委員会 14回

a) 報酬制度の基本方針

- i) 短期及び中長期経営目標の達成を動機づけ、かつ、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ii) 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- iii) ステークホルダーとの価値の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- iv) グローバルに優秀な経営人財を確保するために経営者のインセンティブとなる報酬水準、報酬内容とすること

b) 報酬水準

社内取締役及び社外取締役の役員報酬水準については、国内の大手企業が参加する報酬調査結果をベースとして、毎年、役位／ジョブグレードごとに総報酬の基準額の妥当性を検証の上、決定します。

c) 役員の報酬等の構成

- i) 執行役員を兼務する社内取締役の報酬は、短期の業績達成及び中期経営計画の達成や中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することを目的として、会社業績には連動しない定額報酬である基本報酬並びに変動報酬である業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）、譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成します。

なお、執行役員を兼務しない社内取締役については、それぞれの委嘱業務に応じた金銭報酬のみとし、譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）は付与対象外とします。

- ii) 社外取締役及び監査役の報酬は、会社業績には連動しない基本報酬のみとします。

d) 報酬構成比率

執行役員を兼務する社内取締役については、以下のとおりの報酬構成比率としています。

役位	定額報酬	変動報酬			総報酬額
	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
代表取締役 社長執行役員	45%	20%	10%	25%	100%
その他取締役	50%	25%	10%	15%	100%

e) 業績連動報酬等に対する業績評価指標

i) 業績連動報酬

基礎収益力の回復、並びに事業ポートフォリオ変革の推進を動機づけるために、「事業利益」、「税後事業利益ROIC」及び役員共通のサステナビリティに関する非財務指標（安全）を含む「個人業績目標」を執行役員を兼務する社内取締役に対する業績評価指標に設定しました。

2024年度の業績評価指標の目標及び実績等については5) a) をご参照ください。

ii) 業績連動型株式報酬

中長期的な企業価値向上・株主価値向上の実現を動機づけるため、「当期利益ROE」、「TSR」及び「サステナビリティ」を業績評価指標とします。「当期利益ROE」の目標は当社が中期的に目指すべき数値を設定し、株主目線の経営への意識づけとして、引き続き「TSR」も業績評価指標に設定しました。また、当社の長期ビジョン“未来の社会を支える会社”を実現するために、「サステナビリティ」に関する非財務指標（環境、DE&I、社員エンゲージメント）も執行役員を兼務する社内取締役に対する業績評価指標に設定しました。

2024年度の業績評価指標の目標及び実績等については5) b) をご参照ください。

f) 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

i) 定額報酬：

・基本報酬

各取締役の役位／ジョブグレードに応じて支給額を決定し、固定額を支給します。役位／ジョブグレードごとの固定額の12分の1を月例報酬として支給します。

ii) 変動報酬：

・業績連動報酬

役位／ジョブグレード、業績評価指標の達成度及び取締役個人の業績評価に基づき計算し、期末一時金として6月末までに支給します。なお、その後も株主総会決議により承認を受けた範囲内で、業績評価期間及び業績評価指標等を新たに設定します。

- ・譲渡制限付株式報酬

毎年7月から8月頃に、役位／ジョブグレードを踏まえて設定された基準額相当の株式及び株式ユニットを譲渡制限その他株主総会決議により承認を受けた範囲内で定められる条件等を付して付与します。付与した株式の譲渡制限は原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任する時に解除し、株式ユニットに基づき支給する金銭については、原則として、当該譲渡制限解除時に、付与した株式ユニットの数に譲渡制限解除日の当社の普通株式の株価を乗じた金額を金銭で支給します。株式部分は1事業年度につき3,500万円以内（同25,000株以内）とし、株式ユニット部分は1事業年度につき3,500万円以内とし、当該株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は1事業年度につき3,500万円以内とします。

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなく、譲渡制限付株式報酬制度として当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした執行役員を兼務する社内取締役が付与します。

- ・業績連動型株式報酬

1乃至複数の事業年度からなる業績評価期間を対象として、当社の取締役会が設定した1乃至複数の業績評価指標の目標の達成度等に応じた数の株式及び株式ユニットを、業績評価指標ごとに設定される業績評価期間終了後に、譲渡制限その他株主総会決議により承認を受けた範囲内で定められる条件等を付して、毎年7月から8月頃に付与します。付与した株式の譲渡制限は原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任する時に解除し、株式ユニットに基づき支給する金銭については、原則として、当該譲渡制限解除時に、付与した株式ユニットの数に譲渡制限解除日の当社の普通株式の株価を乗じた金額を金銭で支給します。株式部分は1事業年度につき1億5,000万円以内（同100,000株以内）とし、株式ユニット部分は1事業年度につき1億5,000万円以内とし、当該株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は1事業年度につき1億5,000万円以内とします。「帝人グループ 中期経営計画2024-2025」の期間の業績評価指標及び業績評価期間は、次の表をご参照ください。

業績連動型株式報酬は、業績評価期間の全部または一部の期間中に当社の取締役会が定める地位にあり、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなく、業績連動型株式報酬制度として当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした執行役員を兼務する社内取締役に付与します。

業績連動型株式報酬の業績評価指標及び業績評価期間等

業績評価指標	目標	構成割合 (1年間分)	業績評価期間	株式及び株式ユニットの交付時期
当期利益ROE	10%	40%	1年間	毎年
TSR	比較対象TSR	30%		
サステナビリティ (環境、DE&I、 社員エンゲージメント)	中期目標	30%	2年間	中期経営計画の最終年度の翌年度（割当株式数及び株式ユニット数の算定の過程で、業績評価期間の年数を乗じる計算を行うことにより、業績評価期間分の割当株式数及び株式ユニット数が一括して算定される）

(注) 上記内容は、当初の対象期間（2024年度及び2025年度）の当初における予定であり、株主総会決議により承認を受けた範囲内で、取締役会の決定により、当初の対象期間中にその内容（業績評価指標、目標、業績評価期間、構成割合等を含みます。）が変更されることがあり、また、当初の対象期間終了後は新たに設定されることになります。

g) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当する事項はありません。

h) その他個人別報酬等の内容の決定に係る重要な事項

取締役の報酬については当社の報酬諮問委員会において審議された後に取締役会に提案され、取締役会で提案を十分に考慮して決議します。

2) 2024年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たり、取締役の報酬については報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行い取締役会へ答申し、取締役会がその内容を十分に考慮し決議していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

3) 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の金銭報酬等の額については年額6億3,000万円以内（うち、社外取締役については年額1億円以内）とすることを2021年6月23日開催第155回定時株主総会で決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は4名）です。

譲渡制限付株式報酬については、株式部分の金銭債権の総額を1事業年度につき3,500万円以内（同25,000株以内）とし、支給する株式ユニットの総額は1事業年度につき3,500万円以内とし、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を1事業年度につき3,500万円以内とすること、また、

業績連動型株式報酬については、株式部分の金銭債権の総額を1事業年度につき1億5,000万円以内（同100,000株以内）とし、支給する株式ユニットの総額を1事業年度につき1億5,000万円以内とし、株式ユニットに基づき支給する金銭の総額を1事業年度につき1億5,000万円以内とすることを2024年6月20日開催第158回定時株主総会で決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は4名）です。

監査役の報酬限度額は、月額12百万円とすることを1999年6月25日開催第133回定時株主総会で決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

4) 2024年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(単位：人、百万円)

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	365	189	75 (注1)	38 (注2)	62 (注3)	4
社外取締役	75	75	－ (注4)	－ (注4)	－ (注4)	5
監査役（注5） (社外監査役を除く)	77	77	－	－	－	3
社外監査役（注5）	45	45	－	－	－	3

- (注1) 業績連動報酬75百万円は、2024年6月20日に開催された第158回定時株主総会で選任された社内取締役3名及び同株主総会をもって退任した社内取締役1名に対して2025年6月末までに支給する予定の業績連動報酬見込額です。
- (注2) 譲渡制限付株式報酬38百万円は、2024年6月20日に開催された第158回定時株主総会で選任された社内取締役3名及び同株主総会をもって退任した社内取締役1名に対して2024年7月に支給した譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬額で、当事業年度に費用計上すべき金額（ただし、過年度開示分を除く。）を記載しています。
- (注3) 業績連動型株式報酬62百万円は、2024年6月20日に開催された第158回定時株主総会で選任された社内取締役3名及び同株主総会をもって退任した社内取締役1名に対する業績連動型株式報酬の付与のための報酬見込額で、当事業年度に費用計上すべき金額（ただし、過年度開示分を除く。）を記載しています。
- (注4) 社外取締役に対する業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の付与はありません。
- (注5) 監査役の報酬等は監査役の協議により決定しています。

5) 業績連動報酬等に関する事項

a) 業績連動報酬

各社内取締役に対し、1) e) i) に記載した指標を業績評価指標として選定した上で、当該指標に係る目標値の達成度等及び取締役個人の業績評価に基づき、業績連動報酬の額を算定いたしました。

2024年度の業績評価指標の実績は、次の表のとおり、事業利益は標準目標値を下回る結果となり、税後事業利益ROICは標準目標値を上回る結果となりました。これにより、2024年度における業績連動報酬の支給率は、業績連動報酬の標準額（各業績評価指標についてすべて標準目標値を達成した場合の支給額）に対して、88%となる見込みです。

業績評価指標	標準目標値（注）	実績
事業利益	300億円	276億円
税後事業利益ROIC	2%	2.6%
個人業績目標	非財務指標（安全）を含む個人業績目標を設定	取締役個人ごとの業績評価による

（注）事業利益及び税後事業利益ROICの標準目標値は、期初公表業績予想（2024年5月公表）の数値です。

b) 業績連動型株式報酬

①業績評価指標の内容と選定理由

1) e) ii) に記載のとおりです。

②業績連動型株式報酬の額または算定方法

執行役員を兼務する社内取締役に対し、1) e) ii) に記載した業績評価指標に係る目標達成度等に応じて付与する株式の数及び株式ユニットの数を算定いたしました。

③業績評価指標の実績

2024年度の業績評価指標の実績は、次の表のとおり、当期利益ROE及びTSRは目標を下回る結果となりました。これにより、当事業年度の職務執行分に対応する業績連動型株式報酬（当期利益ROE及びTSRを業績評価指標とする分）の支給率は、業績連動型株式報酬の基準額（当期利益ROE及びTSRの両方の目標を達成した場合の支給額）に対して77%となる見込みです。

業績評価指標	目標	実績	業績評価期間
当期利益ROE	10%	6.7%	1年間
TSR	比較対象TSR	目標以下	
サステナビリティ (環境、DE&I、 社員エンゲージメント)	中期目標	—	2年間

(注) 当期利益ROEの目標は、当社が中期的に目指すべき数値を設定しています。

6) 非金銭報酬等に関する事項

a) 譲渡制限付株式報酬

2024年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式の種類及び数	交付対象者数
執行役員を兼務する社内取締役	当社普通株式 13,228株	3名

(注) 執行役員を兼務しない社内取締役、社外取締役及び監査役には上記株式報酬を付与していません。
株式を割り当てた際に付された条件の概要等は1) f) ii) に記載のとおりです。

b) 業績連動型株式報酬

2024年度中に交付した株式報酬はありませんでした。2025年7月に支給する予定の2024年度の職務執行分に対応する業績連動型株式報酬に関しては、5) b) 及び1) f) ii) に記載のとおりです。

7) 2025年度における監査等委員会設置会社への移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及びその方針の内容の概要

本招集ご通知の株主総会参考書類に記載の第1号議案「定款一部変更の件」、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」、及び第7号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度の決定の件」が原案どおり承認可決された場合には、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、大要、以下のとおりの変更を行う予定です。以下の本方針の概要における「取締役」とは、別段の定めのない限り、取締役（監査等委員である取締役を除く）を指します。

(下線は変更箇所)

a) 報酬制度の基本方針

- i) 短期及び中長期経営目標の達成を動機づけ、かつ、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ii) 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- iii) ステークホルダーとの価値の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- iv) グローバルに優秀な経営人財を確保するために経営者のインセンティブとなる報酬水準、報酬内容とすること

b) 報酬水準

取締役の役員報酬水準については、国内の大手企業が参加する報酬調査結果をベースとして、毎年、役位及びジョブグレードごとに総報酬の基準額の妥当性を検証の上、決定します。

c) 役員の報酬等の構成

- i) 執行役員を兼務する社内取締役の報酬は、会社業績には連動しない定額報酬である基本報酬に加えて、短期の業績達成及び中期経営計画の達成や中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することを目的として、変動報酬である業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）、譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成します。

なお、執行役員を兼務しない社内取締役については、それぞれの委嘱業務に応じた基本報酬及び業績連動報酬のみ又は基本報酬のみとし、譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）は付与対象外とします。

- ii) 社外取締役の報酬は、会社業績には連動しない基本報酬のみとします。

- iii) 監査等委員である取締役の報酬は、職務に鑑みて、基本報酬のみとします。

d) 報酬構成比率

執行役員を兼務する社内取締役については、以下のとおりの報酬構成比率としています。

役位	定額報酬	変動報酬			総報酬額
	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬	
代表取締役社長執行役員	45%	20%	10%	25%	100%
そ の 他 取 締 役	50%	25%	10%	15%	100%

e) 業績連動報酬等に対する業績評価指標

i) 業績連動報酬

基礎収益力の回復、並びに事業ポートフォリオ変革の推進を動機づけるために、「事業利益」、「税後事業利益ROIC」及び役員共通のサステナビリティに関する非財務指標（安全）を含む「個人業績目標」を執行役員を兼務する社内取締役に対する業績評価指標に設定しています。

ii) 業績連動型株式報酬

中長期的な企業価値向上・株主価値向上の実現を動機づけるため、「当期利益ROE」、「TSR」及び「サステナビリティ」を業績評価指標とします。「当期利益ROE」の目標は当社が中期的に目指すべき数値を設定し、株主目線の経営への意識づけとして、引き続き「TSR」も業績評価指標に設定しています。また、当社の長期ビジョン“未来の社会を支える会社”を実現するために、「サステナビリティ」に関する非財務指標（環境、DE&I、社員エンゲージメント）も執行役員を兼務する社内取締役に対する業績評価指標に設定しています。

f) 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

i) 定額報酬：

・基本報酬

各取締役の役位及びジョブグレードに応じて支給額を決定し、固定額を支給します。役位及びジョブグレードごとの固定額の12分の1を月例報酬として支給します。

ii) 変動報酬：

・業績連動報酬

役位及びジョブグレード、業績評価指標の達成度及び取締役個人の業績評価に基づき計算し、期末一時金として6月末までに支給します。なお、その後も株主総会決議により承認を受けた範囲内で、業績評価期間及び業績評価指標等を新たに設定します。

・譲渡制限付株式報酬

毎年7月から8月頃に、役位及びジョブグレードを踏まえて設定された基準額相当の株式及び株式ユニットを譲渡制限その他株主総会決議により承認を受けた範囲内で定められる条件等を付して付与します。付与した株式の譲渡制限は原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任する時に解除し、株式ユニットに基づき支給する金銭については、原則として、当該譲渡制限解除時に、付与した株式ユニットの数に譲渡制限解除日の当社の普通株式の株価を乗じた金額を金銭で支給します。株式部分は1事業年度につき3,500万円以内（同25,000株以内）とし、株式ユニット部分は1事業年度につき3,500万円以内とし、当該株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は1事業年度につき3億円以内とします。

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなく、譲渡制限付株式報酬制度として当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした執行役員を兼務する社内取締役に付与します。

・業績連動型株式報酬

1乃至複数の事業年度からなる業績評価期間を対象として、当社の取締役会が設定した1乃至複数の業績評価指標の目標の達成度等に応じた数の株式及び株式ユニットを、業績評価指標ごとに設定される業績評価期間終了後に、譲渡制限その他株主総会決議により承認を受けた範囲内で定められる条件等を付して、毎年7月から8月頃に付与します。付与した株式の譲渡制限は原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任する時に解除し、株式ユニットに基づき支給する金銭については、原則として、当該譲渡制限解除時に、付与した株式ユニットの数に譲渡制限解除日の当社の普通株式の株価を乗じた金額を金銭で支給します。株式部分は1事業年度につき3億4,000万円以内（同290,000株以内）とし、株式ユニット部分は1事業年度につき3億4,000万円以内とし、当該株式ユニットに基づき支給する金銭の総額は1事業年度につき12億円以内とします。「帝人グループ 中期経営計画 2024-2025」の期間の業績評価指標及び業績評価期間は、次の表をご参照ください。

業績連動型株式報酬は、業績評価期間の全部または一部の期間中に当社の取締役会が定める地位にあり、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなく、業績連動型株式報酬制度として当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした執行役員を兼務する社内取締役に付与します。

業績連動型株式報酬の業績評価指標及び業績評価期間等

業績評価指標	目標	構成割合 (1年間分)	業績評価期間	株式及び株式ユニットの交付時期
当期利益ROE	10%	40%	1年間	毎年
TSR	比較対象TSR	30%		
サステナビリティ (環境、DE&I、 社員エンゲージメント)	中期目標	30%	2年間	中期経営計画の最終年度の翌年度（割当株式数及び株式ユニット数の算定の過程で、業績評価期間の年数を乗じる計算を行うことにより、業績評価期間分の割当株式数及び株式ユニット数が一括して算定される）

(注) 上記内容は、当初の対象期間（2024年度及び2025年度）の当初における予定であり、株主総会決議により承認を受けた範囲内で、取締役会の決定により、当初の対象期間中にその内容（業績評価指標、目標、業績評価期間、構成割合等を含みます。）が変更されることがあり、また、当初の対象期間終了後は新たに設定されることになります。

g) 海外制度対象取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社がグローバル企業として日本以外の地域を対象とした報酬制度を適用する当社の社内取締役（日本以外の帝人グループ会社と雇用契約等の契約を締結し当該会社を原籍とする当社の社内取締役。以下「海外制度対象取締役」といいます。）の報酬水準・報酬の構成・報酬構成比率については、a) の基本方針のもとで、b) からf) の内容を踏まえつつ、役位及びジョブグレードや居住地、原籍会社等に鑑みて想定される人財市場における報酬水準・報酬慣行等を考慮し、個別に決定することとします。

海外制度対象取締役の譲渡制限付株式報酬に関しては原則として海外制度対象取締役に対して当社の普通株式を発行又は処分した日から3年を経過する時に株式及び株式ユニットに係る譲渡制限を解除するとともに支給した株式ユニットに基づく金銭を支給するものとし、また、業績連動型株式報酬に関しては株式及び株式ユニットについては譲渡制限を付さないこととし、株式ユニットに基づく金銭については株式の交付と同時期に支給することとします。

h) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当する事項はありません。

i) その他個人別報酬等の内容の決定に係る重要な事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については当社の報酬諮問委員会において審議された後に取締役会に提案され、取締役会で提案を十分に考慮して決議します。

監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議によって定めます。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

「安定的・継続的な配当」に配慮しつつ、配当性向30%を目安に、「業績に連動した配当」を実施します。また「帝人グループ 中期経営計画2024-2025」に記載の通り、資産売却や不採算・非注力事業の戦略的オプション実行により原資が得られた場合には、財務健全性や成長投資、追加的な株主還元（自己株式取得を含む）にも考慮しながらバランスよく配分することとしています。

◎2024年度の剰余金の配当について

上記方針を踏まえ、第159期の期末配当金については、次のとおりとしました。これにより、年間配当金は、2024年12月2日に実施した中間配当金25円と合わせ1株につき50円となります。

期末配当金 1株につき金25円

剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月4日（水曜日）

(注1) 本事業報告に記載の金額は、別段の注記があるものを除き、単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

(注2) 記載されている商品やサービスの名称等は、帝人グループまたは該当する各社の商標もしくは登録商標です。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	当 期 2025年3月31日	(ご参考) 前 期 2024年3月31日	科 目	当 期 2025年3月31日	(ご参考) 前 期 2024年3月31日
(資 産)			(負 債)		
I 流動資産			I 流動負債		
1 現金及び現金同等物	107,538	123,212	1 営業債務及びその他の債務	105,296	150,778
2 営業債権及びその他の債権	166,741	222,629	2 社債及び借入金	124,985	211,787
3 棚卸資産	227,032	233,974	3 リース負債	7,954	9,765
4 その他の金融資産	8,499	14,542	4 その他の金融負債	5,473	8,379
5 その他の流動資産	22,685	30,438	5 未払法人所得税	3,693	12,874
小 計	532,496	624,796	6 引当金	1,798	1,705
6 売却目的で保有する資産	55,388	826	7 その他の流動負債	38,147	45,061
流 動 資 産 合 計	587,883	625,622	小 計	287,347	440,348
II 非流動資産			8 売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	31,616	350
1 有形固定資産	250,945	302,860	流 動 負 債 合 計	318,962	440,698
2 使用権資産	23,333	32,932	II 非流動負債		
3 のれん	8,334	10,662	1 社債及び借入金	237,494	270,378
4 無形資産	85,511	138,940	2 リース負債	16,694	25,007
5 投資不動産	11,888	12,644	3 その他の金融負債	4,729	4,921
6 持分法で会計処理されている投資	45,602	47,927	4 退職給付に係る負債	32,375	34,531
7 その他の金融資産	26,481	42,348	5 引当金	992	3,219
8 退職給付に係る資産	728	1,403	6 繰延税金負債	3,268	3,785
9 繰延税金資産	16,977	7,999	7 その他の非流動負債	8,215	7,319
10 その他の非流動資産	3,589	3,278	非 流 動 負 債 合 計	303,768	349,159
非 流 動 資 産 合 計	473,389	600,994	負 債 合 計	622,731	789,857
資 産 合 計	1,061,272	1,226,616	(資 本)		
			I 親会社の所有者に帰属する持分		
			1 資本金	71,833	71,833
			2 資本剰余金	105,708	103,133
			3 利益剰余金	231,726	204,174
			4 自己株式	△11,411	△11,772
			5 その他の資本の構成要素	34,655	42,139
			6 売却目的で保有する資産に 関連するその他の包括利益	△1,134	—
			親会社の所有者に 帰属する持分合計	431,378	409,507
			II 非支配持分	7,164	27,252
			資 本 合 計	438,541	436,759
			負債及び資本合計	1,061,272	1,226,616

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。当連結会計年度より、連結計算書類は国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。「(ご参考) 前期」の財務数値はIFRSに組み替えたものです。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期 2024年4月1日～2025年3月31日	(ご参考) 前 期 2023年4月1日～2024年3月31日
継続事業		
I 売上収益	1,005,471	960,459
II 売上原価	△814,020	△749,815
売 上 総 利 益	191,452	210,644
III 販売費及び一般管理費	△270,330	△224,669
IV その他の収益	12,595	14,825
V その他の費用	△5,545	△5,712
営 業 損 失 (△)	△71,828	△4,912
VI 金融収益	4,115	12,929
VII 金融費用	△11,378	△18,414
VIII 持分法による投資利益	1,052	5,259
税 引 前 損 失 (△)	△78,038	△5,138
IX 法人所得税費用	2,291	△10,230
継続事業からの当期損失 (△)	△75,747	△15,368
非継続事業		
X 非継続事業からの当期利益	106,058	6,733
当 期 利 益 (△は損失)	30,310	△8,635
当期利益 (△は損失) の帰属		
親会社の所有者	28,347	△11,712
非支配持分	1,963	3,077
当期利益 (△は損失)	30,310	△8,635

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。当連結会計年度より、連結計算書類はIFRSに準拠して作成しております。「(ご参考) 前期」の財務数値はIFRSに組み替えたものです。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

帝人株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋 史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 原 義 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝人株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、帝人株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である 有限責任 あずさ監査法人（以下、「会計監査人」という）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人である 有限責任 あずさ監査法人（以下、「監査人」という）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会及び日本公認会計士協会等により公表された基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び監査人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

帝人株式会社 監査役会

常勤監査役 嶋 井 正 典

常勤監査役 鳥 居 知 子

社外監査役 中 山 ひとみ

社外監査役 有 馬 純

社外監査役 辻 幸 一

以 上

議決権の事前行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様にご参加いただく重要な権利です。

株主総会にご出席されない場合でも、インターネットまたは郵送により、議決権を行使いただけます。是非事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。



インターネットで議決権を行使される場合

下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

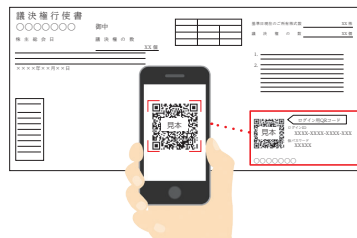
行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時 受付分まで

QRコードを読み取る場合

議決権行使書面副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書面副票に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使

株主番号 00000000

〇〇〇株式会社

第〇〇回定株主総会

9999年09月09日開催

行使できる議決権の数 999

議案内容

Agenda(English)

当社は、株主様がこの画面の手続きをしたがって議決権を行使することを求めいたします。以下よりお手帳に必要記入ください。

会社提案議案の全てに賛成

会社提案議案に個別に賛否を投票

投票する

投票する

トップページへ

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインID、仮パスワードを利用する場合

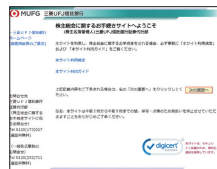
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



スマートフォンの方はこちらからログインしてください。

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書面副票に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。なお、携帯電話専用サイトは設置していません。

システムに関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時 到着分まで

議決権行使書面のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号～第7号議案

●賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

●否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

●全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

●全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

●一部の候補者を
否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと
仮パスワードが記載されています。

●【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

●【議決権行使書面を紛失された場合】

以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

TEL 0120-232-711 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時)

株主総会会場ご案内略図

会場

ウェスティンホテル大阪 2階 ローズルーム 大阪市北区大淀中1丁目1番20号

●お問い合わせ先

総会開催日の前日まで 電話 (03) 3506-4466 / 総会開催日当日 電話 (06) 6440-1111

交通

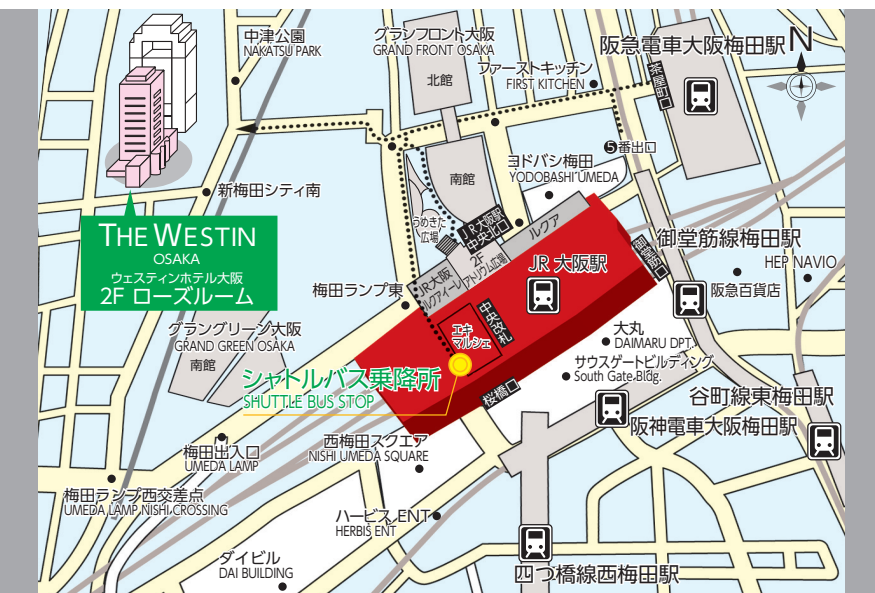
■JR「大阪駅」中央北口出口より徒歩7分

■JR「大阪駅」桜橋口西側高架下より無料シャトルバス運行

■阪急電車「大阪梅田駅」茶屋町口出口より徒歩9分

■地下鉄御堂筋線「梅田駅」5番出口より徒歩9分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



会場へは、無料シャトルバスを臨時で運行いたします。当日は、大阪万博の開催による道路交通規制等により、周辺道路が混雑することも予想されます。お時間に余裕をもってお越しください。
※臨時便の時刻表はこちら⇒



帝人株式会社

<https://www.teijin.co.jp/>

この株主総会招集ご通知の内容は、上記ウェブサイトの「株主・投資家情報」サイトでもご覧になれます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。スマートフォンでQRコードを読み取りください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

